

平成 1 8 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 1 回)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年行政監査（情報システムの運用管理について）、平成17年行政監査（消費者トラブル等への対応について）、平成17年行政監査（道路の維持補修について）、平成17年財政援助団体等監査、平成17年工事監査、平成17年各会計定例監査、平成16年度決算審査（出納長所属各会計及び公営企業各会計）、平成16年財政援助団体等監査、平成16年行政監査（特命随意契約について）、平成16年行政監査（都立図書館サービスについて）、平成16年各会計定例監査及び平成15年度各会計定例監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり報告する。

平成18年5月29日

東京都監査委員	樺	山	たかし
同	土	屋	たかゆき
同	三	栖	賢 治
同	筆	谷	勇

目 次

第1 報告の概要	1
第2 報告の内容	
平成17年行政監査（情報システムの運用管理について）	3
平成17年行政監査（消費者トラブル等への対応について）	7
平成17年行政監査（道路の維持補修について）	8
平成17年財政援助団体等監査	9
平成17年工事監査	20
平成17年各会計定例監査	40
平成16年度決算審査（出納長所属各会計）	47
平成16年度決算審査（公営企業各会計）	49
平成16年財政援助団体等監査	51
平成16年行政監査（特命随意契約について）	53
平成16年行政監査（都立図書館サービスについて）	54
平成16年各会計定例監査	55
平成15年度各会計定例監査	58

第1 報告の概要

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、表1のとおり、執行機関から通知を受けました。今回、通知を受けた件数は129件で、講じられた措置の内訳は、表2のとおりです。また、残る62件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっています。

(表1) 講じた措置の件数

区 分	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回措置 C	改善中 A-(B+C)
平成17年 行政監査 (情報システムの運用管理 について)	平成17.9.26 ～平成18.2.1	指 摘	12	—	8	4
		意見・要望	4	—	1	3
		計	16	—	9	7
平成17年 行政監査 (消費者トラブル等への対 応について)	平成17.10.3 ～平成18.2.1	指 摘	—	—	—	—
		意見・要望	3	—	2	1
		計	3	—	2	1
平成17年 行政監査 (道路の維持補修について)	平成17.9.26 ～平成18.2.1	指 摘	—	—	—	—
		意見・要望	2	—	1	1
		計	2	—	1	1
平成17年 財政援助団体等監査	平成17.9.7 ～平成18.2.1	指 摘	33	—	24	9
		意見・要望	8	—	1	7
		計	41	—	25	16
平成17年 工事監査	平成17.2.2 ～平成18.1.18	指 摘	37	—	37	0
		意見・要望	5	—	4	1
		計	42	—	41	1
平成17年 各会計定例監査 (平成16年度執行分)	平成17.1.14 ～平成17.9.7	指 摘	78	53	19	6
		意見・要望	11	3	1	7
		計	89	56	20	13
平成16年度 決算審査 (出納長所属各会計)	平成17.7.21 ～平成17.9.7	指 摘	18	9	9	0
		意見・要望	3	0	0	3
		計	21	9	9	3
平成16年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成17.6.3 ～平成17.9.7	指 摘	11	4	6	1
		意見・要望	—	—	—	—
		計	11	4	6	1
平成16年 財政援助団体等監査	平成16.9.7 ～平成17.3.23	指 摘	43	34	6	3
		意見・要望	3	2	0	1
		計	46	36	6	4
平成16年 行政監査 (特命随意契約について)	平成16.9.27 ～平成17.2.2	指 摘	21	19	1	1
		意見・要望	7	6	0	1
		計	28	25	1	2
平成16年 行政監査 (都立図書館サービスにつ いて)	平成16.9.27 ～平成17.2.2	指 摘	5	1	0	4
		意見・要望	6	1	2	3
		計	11	2	2	7
平成16年 各会計定例監査 (平成15年度執行分)	平成16.1.19 ～平成16.9.8	指 摘	74	68	5	1
		意見・要望	4	3	1	0
		計	78	71	6	1
平成15年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成16.6.1 ～平成16.8.27	指 摘	4	4	—	—
		意見・要望	1	0	0	1
		計	5	4	0	1
平成15年度 財政援助団体等監査	平成15.6.20 ～平成16.5.12	指 摘	55	54	0	1
		意見・要望	5	4	0	1
		計	60	58	0	2
平成15年度 行政監査	平成15.10.7 ～平成16.2.10	指 摘	—	—	—	—
		意見・要望	8	6	0	2
		計	8	6	0	2
平成15年度 各会計定例監査 (平成14年度執行分)	平成15.1.10 ～平成15.9.9	指 摘	50	49	1	0
		意見・要望	5	5	—	—
		計	55	54	1	0
合 計		指 摘	441	295	116	30
		意見・要望	75	30	13	32
		計	516	325	129	62

(注) 件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

(表2) 措置の内訳

区 分		事 例	件 数
指 摘	規定、基準等に即した適正な事務の執行、財産管理等に改めたもの	特命随意契約を見直して競争入札に改めた。 公有財産の異動に伴う通知漏れを改めた。	47件
	会議、研修等において、関係者に周知徹底を図ったもの	特殊工法を採用する場合における施工実態や局基準との十分な比較検討及び複数職員によるチェックの徹底などを課内会議で職員に周知徹底した。	32件
	要綱、規則の改正や新たな基準の作成など、より適切な事務手続に改めたもの	東京都福祉のまちづくり条例整備基準を踏まえた新たな「視覚障害者誘導用ブロック設置マニュアル」を策定した。	29件
	その他	—	8件
小 計			116件
意 見 ・ 要 望	より効率的な方法などに改めたもの	前年度の運航実績による基準を作成し、船客待合所の清掃回数を見直した。	10件
	その他	—	3件
	小 計		
合 計			129件

第2 報告の内容

〔平成17年行政監査（情報システムの運用管理について）〕

総 務 局

(1) 積算を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

総務局は、「平成16年度工業統計調査の電算集計処理委託」契約をPと締結している（契約金額：1,018万5,000円、契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31）。

調査票等の入力において、積算内訳のタッチ数と平成16年度に実際に発生したタッチ数とを比較したところ、都独自に追加した項目に係るタッチ数が、63万1,980タッチ過大であり、23万8,888円が過大に積算されている。

イ 講じた措置の概要

データ入力の積算方法については、監査の指摘を踏まえ、平成18年度の準備契約において積算を変更した。

都 市 整 備 局

(1) システム開発における積算根拠を明確にすべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都市整備局は、Nと特命随意契約を締結した「東京都建設発生土情報システムの変更に係るプログラム開発委託」について、履行場所への交通費として予定価格内訳の中に間接費を計上している。しかし、積算基準では、SE（システムエンジニア）等単価の中には、一般管理費などの諸経費等が含まれており、遠方での作業が必要な場合の交通費等については、別途積算するのが通例となっている。必要な旅費については、根拠を明らかにして計上することが必要であり、間接費として一括して計上することは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成18年1月11日付17都市総総第684号「情報システムに関する積算（間接費の計上）について」の文書により、システム開発における間接費の明確な積算について周知徹底を図った。

福 祉 保 健 局

(1) 情報管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

障害者サービス事業者情報提供システムの運用委託について、仕様書で提出を義務づけている個人情報（障害者サービス施設の管理者の住所、氏名など）等の管理状況の記録が受託業者から都に提出されていない。

イ 講じた措置の概要

平成18年2月16日に、受託業者から管理台帳の提出を受けた。

また、同年3月に開催した局内の庶務担当課長会で、情報管理を適正に行うように周知徹底を図った。

交 通 局

(1) バックアップデータの管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

交通局は、作業日報集計管理システム、軌道検測システム、軌道管理支援システムなどの保線管理システムの機能を維持し、常に正常に稼動する状態とするために、「保線管理システム保守管理委託」契約をUと特命随意契約により締結しているが、バックアップデータの管理について、明確な取り決めを行わないまま受託業者に保管・管理させている。

イ 講じた措置の概要

監査の指摘を踏まえ、平成18年2月1日付けの「行政監査指摘に伴う改善措置について」（建設工務部管理課長名で関係課長あて）により、総務局IT推進室で定めた「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」の採用を指示するとともに、職員へその旨の周知徹底を図った。

なお、平成18年度契約については、上記措置を行った上で契約課あて契約依頼を行った。

水 道 局

(1) システムを速やかに本格稼動させるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

人事・給与事務申請受付システムについては、基本的なシステムが完成してから1年以上経過しているが、一部の職場において、試行が行われているに止まり、未だ全職場において活用されていない。

イ 講じた措置の概要

平成18年2月27日、全職員（再雇用職員を含む。）を対象として、システムを本格稼働させた。

教 育 庁

(1) システム稼動前の調整を適切に行わせるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

学校管理システムは、総合学科など新しいタイプの都立高校における履修の管理等を目的とするものであるが、導入に当たり、契約の仕様に一部不明確な部分があったため、対応が遅れ、システムの調整が完了しないまま本稼動に入っている。

イ 講じた措置の概要

各校には、全ての様式類の出力及びダミーデータによる成績処理を試行期間内にテストすることを徹底させた。また、各校から業者へのソフトの一部修正等を依頼する際に、東京都教育委員会を経由して、依頼を行うことにより、東京都教育委員会、業者、学校の関係の明確化を図り、さらに、そこで得られた修正意見について蓄積し、次回契約の際の仕様に反映するなど、試行期間の位置づけを明確にした。

上記の件については、平成18年1月26日に本庁へ関係校を集め、周知を図った。

(2) 各社の受託内容やセキュリティ体制を明確にすべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

学校管理システムの賃貸借契約の報告書等について見たところ、契約先であるBが業務の一部を他社に依頼していることが認められた。当該契約は、委託契約ではなく、標準特記仕様書に定める事項（再委託先の業務内容、セキュリティ体制の明確化）が直接に適用されるものではないが、バックアップ装置のテープ交換等において、個人情報を含むデータを取り扱うことから、委託契約に準じて、各社の受託内容やセキュリティ体制を明確にしておく必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成18年度の準備契約において、新たに情報の保管及び管理と第三者への委託等を規定した「学校管理システム賃貸借に係る特記仕様書」を策定し、各社の受託内容やセキュリティ体制を明確にした。

(3) 情報システムの再構築に係る調査を適切に行うよう検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

教育庁は、人事システムの再構築に関して、調査委託（約953万）を行い、その結果は、既存プログラムを利用したダウンサイジングが最も効率的な開発手法であると示されていた。

しかし、その後、人事システムを給与システムと一体化する再構築について検討し、2つのシステムを統合して一体的開発を行うこととし、調査委託契約（約924万円）を行った。

当初の調査については、人事システムと給与システムの統合も視野に入れ、また、開発手法についても、既存システムの活用による移植以外の方法を十分検討すべきであった。

イ 講じた措置の概要

平成17年度に実施した「教職員人事システム及び教職員給与システムの調査委託」では、多様な観点から最も望ましいシステムが開発できるよう検討を行った。

今後も同様に、システムの再構築に係る調査は適切に行っていく。

(4) 業務内容に相当する単価で積算するよう見直しを行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

教育庁は、「退職手当事務の電子計算機処理委託」契約を〇と特命随意契約により締結しており、システム運用料の予定金額については、全てSE（システムエンジニア）単価を使用して積算されている。しかし、他局における同様の事業は、SE単価の他にオペレーター単価を使用して積算されており、また、庁でも、平成17年度から局内における同様の業務委託について単価設定の見直しを行い、その一部は、業務オペレーター単価を使用している。

イ 講じた措置の概要

総務局IT推進室及び教育庁教育情報課の指導をもとにシステム運用料の単価設定について見直しを行い、オペレーターとしての業務と判断できるものについては、平成18年度契約から、業務オペレーター単価を使用して積算を行うこととした。

〔平成17年行政監査（消費者トラブル等への対応について）〕

生 活 文 化 局

（1）情報収集体制の充実が図られるよう検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

消費生活総合センターでは、区市の消費生活センター等で受けた相談情報を、データベースに蓄積して消費生活行政を支援する「東京都消費生活相談情報オンラインシステム」（メコニス）を運用している。区市は、相談者からの相談情報を相談入力システムに入力し、そのデータをフロッピーディスクに記録した上で、総合センターに送付し、同センターが、管理用端末機から、メコニスに登録を行うこととしている。

区市から送付された相談情報について見たところ、監査日（平成17. 10. 4）現在、相談受付日から2か月以上も経過して送付されている事例が多数認められた。

イ 講じた措置の概要

相談情報収集体制については、平成18年度から、区市データの収集及び登録の迅速化を目的に、フロッピーディスクによる送付に替えてメコニス端末を利用した伝送を採用する。このデータ提出方法の変更について、平成18年2月13日に開催した「都・区市町村消費者行政担当課長会」において趣旨説明を行い、また、同年3月22日及び24日に開催した「都・区市町村センター所長会」でも伝送を早期に行うよう、協力の依頼をした。

（2）ステップ・アップ講座修了者が消費生活リーダーとして活動できるよう検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

消費生活総合センター及び多摩消費生活センターは、地域の消費生活リーダーや行政のパートナーとして活躍する人材を育成することを目的として、平成11年度にステップ・アップ講座を開設した（履修期間：3年間）。この講座では、修了までに100時間を超える授業を実施することとしており、平成15年度までの講座修了者は、123名となっている。

しかし、総合センターが、平成16年度に、前年度までのステップ・アップ講座の修了者を対象として、その活動状況の有無について調査したところ、活動状況が把握できたのは約半分の60名に止まり、その他の講座修了者については、活動状況が把握されていない。

イ 講じた措置の概要

平成17年9月30日にステップ・アップ講座修了者の活動状況等に関する調査を行い、平成17年度の活動状況調査未回答者に対しては督促を行うなどし、回答率の向上に努めた。

また、講座修了者の活動を支援、促進するため、平成18年3月13日に「ステップ・アップ講座修了者情報交換会」を開催し、①ホームページを利用したステップ・アップ講座修了者グループの情報提供について、②講座修了者の活動状況調査の回答率向上について、検討する

とともに、講座修了者による意見・情報交換を行った。

〔平成17年行政監査（道路の維持管理について）〕

建設局

（1）雨水流出抑制施設の適切な管理に努めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都道に設置した雨水浸透ますの管理について見ると、点検時のフィルターの状況や浸透ますの洗浄履歴など、浸透ますの機能を管理するために必要となる管理記録に不十分な面が見られた。また、透水性舗装歩道についても、浸透ますと同様に洗浄を実施した時期や場所の記録、点検による水たまり状況などの記録は整理されていない。

イ 講じた措置の概要

平成18年2月13日に開催した全建設事務所の維持担当係長を対象とした道路維持検討委員会にて、次のとおり周知した。

- ① 浸透ますについては、管理台帳の整備を徹底するよう周知した。その上、浸透ますの点検は、道路しゅんせつ及び路面補修時に行うこととし、その結果は、「柵点検記録簿」に記載し、管理台帳と合わせて整理することとした。
- ② 歩道透水性舗装洗浄を実施した箇所については、管内図に清掃箇所を記録するとともに、清掃実施時期、位置及び面積を確認できるように、「歩道透水性舗装洗浄記録簿」を作成し、しゅん工図書も合わせて整理することとした。また、点検により発見した水溜り箇所などについても、同様に管内図に記録することとした。

〔平成17年財政援助団体等監査〕

総 務 局

(財団法人東京都島しょ振興公社)

(1) 補助金の額の確定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社は、平成15年度及び平成16年度の補助事業について、監査日(平成17.11.28)現在、団体等からの事業実績報告書等が提出されていないことから、補助金の額の確定を行っていない。

イ 講じた措置の概要

平成18年1月26日に公社全職員に対し、監査指摘内容を周知した。
未提出の実績報告書等については、速やかに団体からの提出を受け、補助金の額の確定を行った。さらに、平成18年度執行分からは、原則精算払とするよう改善策を講じることとした。

(2) 売上金の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社は、島しょ地域の観光の振興を図るため、各種イベントの企画・実施等を行い、観光PR、特産品の紹介及び販売を行っているが、イベントにおける商品販売時の売上金の管理について見たところ、①商品売上時に事業収入として計上せず、金融機関への預け入れ日に収入として計上している。②現金出納簿に記帳しないまま、長期間にわたり現金を金庫に保管している。

イ 講じた措置の概要

平成18年1月26日に公社全職員に対し、監査指摘内容を周知した。
イベント時の売上金については、適正な時期に事業収入として計上し、売上金(現金残高)の明確化を図るため、現金出納簿へ記帳した上で金庫に保管するとともに、金融機関への入金についても速やかに行うよう併せて指導した。

(財団法人東京都人権啓発センター)

(3) 補助金交付の事務手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

財団法人東京都人権啓発センター運営費補助金交付要綱第11において、「財団は、補助事業の遂行状況に関し、四半期ごとにその期の最終月の翌月の20日までに知事に報告しなければ

ならない。」とされているが、局は、センターに四半期ごとの遂行状況報告を提出させていない。

イ 講じた措置の概要

平成17年度の第3四半期までの補助事業の遂行状況報告について、センターに提出を求め、平成18年1月6日付けで受理した。

第4四半期分についても、同年18年4月20日までに提出するよう指導した。

生 活 文 化 局

(私立学校90団体)

(1) 給与規程を整備し、通勤手当の支出を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

学校法人守屋教育学園の吉祥女子高等学校及び吉祥女子中学校では、教職員給与規程により「通勤手当はその通勤の事実に基づきその都度、又はとりまとめて一括支給する」と定めているが、通勤手当の支給状況について見たところ、次のとおり、不適切な点があった。

① 吉祥女子中学校の補助対象本務職員(現業)Aは、平成16年9月3日から同年11月23日までの間、病気により出勤しておらず、10月分については、通勤の事実が1日もなかったにもかかわらず、通勤手当を支給している。

② 給与規程には、通勤手当の具体的な算定方法、支給基準等が明確にされていない。

イ 講じた措置の概要

本件の通勤手当について、平成18年3月24日に開催した理事会において、給与規程の改正を行い、適切な支出に努めることとした。

(2) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 学校法人丹尾学園南蒲幼稚園の総勘定元帳を見たところ、平成16年度に交付決定(平成17年3月31日付)のあった私立学校安全対策促進事業費補助金(防犯カメラの設置及び簡易耐震診断に係る経費)122万1,000円を、平成16年度の収入として計上せず、平成17年度の収入として計上している。

(イ) 学校法人会計基準によれば、児童手当拠出金は、勘定科目の教員人件費支出と職員人件費支出に区分して、それぞれの所定福利費により支出することとされているが、学校法人自由学園では、児童手当拠出金(平成15年度:58万3,850円、平成16年度:63万9,272円)について、教員人件費支出と職員人件費支出に区分せず、一括して管理経費支出

の福利費支出で処理している。

イ 講じた措置の概要

(ア) 監査の結果を踏まえ、収受文書・発送文書取扱い内規を定め、国や都からの文書は特に重要な文書として、事務長のほか理事長や副園長等にも回覧し複数で確認することとした。この内規については、平成18年1月開催の理事会で承認され、平成18年2月2日から施行している。

(イ) 監査の結果を踏まえ、管理経費の福利費支出として計上していた児童手当拠出金を、平成17年11月30日に教員人件費支出と職員人件費支出に区分して、それぞれの所定福利費に振り替えた。同年11月30日以降の児童手当拠出金は、教員人件費支出と職員人件費支出に区分して支出している。

都 市 整 備 局

(東京地下鉄株式会社)

(1) 支給品の運搬費の積算を適正に行うとともに、再発防止に万全を期すべきもの

ア 監査結果の内容 (要約)

霞ヶ関駅・赤坂見附駅間A線コンクリート道床軌道更新工事(丸ノ内線 霞ヶ関駅・赤坂見附駅間、工期：平成16.9.7～平成19.2.23、請負金額：2億9,722万235円)のうち、コンクリート道床防振まくらぎ敷設における運搬費の積算について見ると、支給品(PCまくらぎ、バラスト)の積込は人力補助により行われているが、これに係る延べ人員の計算を誤って7倍の費用を計上している。

このため、積算額約1,531万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年12月7日付けの契約変更により減額是正した。

再発防止のため、同年11月8日に工務事務所内研修会を開催し、指摘事項を報告するとともに、積算書チェック体制(積算担当者が相互にチェックする)について徹底するよう周知した。併せて、自動化された積算事務の現状を踏まえ、チェック漏れを防止するため、軌道工事の積算チェックシートを新たに作成し、活用することとした。

(2) 金属製建具工事の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容 (要約)

東陽町変電所建物改築工事(江東区南砂二丁目4番6号、工期：平成14.7.15～平成

17. 6. 28、請負金額：10億5,647万100円)のうち、仮設変電所金属製建具工
事の積算について見ると、2箇所のアルミ引違窓(材工共)の単価は、見積りにより行っている
が、内訳書作成時にこの単価の入力を誤って、1箇所当たり100万円多く計上している。

このため、積算額約255万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年10月31日及び同年11月1日に建築工事積算担当者研修会を開催し、指摘の
趣旨を踏まえ、金属製建具工事の積算について、適正に行うよう周知するとともに、再発防止
策として、積算書チェック体制について徹底した。

併せて、自動化された積算事務の現状を踏まえ、チェック漏れを防止するため、新たに作成
した建築工事の積算チェックシートを活用することを周知徹底した。

(3) 真空配管工事に伴う配管材料の単価設定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(日)上野駅空調設備改良その他(その2)工事(台東区東上野三丁目19番6号、工期：
平成15.10.8～平成16.10.31、請負金額：1億5,960万円)のうち、空調
機のフィルターを掃除するための真空配管工事の積算についてみると、配管材料は、一般的に
積算に使用している刊行物記載の単価が用いられているが、この単価は、1本当たり4mの定
尺であり、単価設定に当たっては、1m当りに換算すべきところ、そのまま用いている。

このため、積算額約103万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

再発防止のため、平成17年10月13日付けの文書により、電気部の積算担当者に指摘内
容及びチェック(積算担当者が相互にチェックする)の徹底について周知した。

併せて、チェック漏れを防止するため、刊行物記載価格から単価設定を行う場合、単位数量
を確認する項目をチェック表に追加し、活用することとした。

(4) 建設発生土の有効活用等を促進するため、自由処分について見直しすべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

建設発生土は、処分地の不足に伴い、環境保全及び再利用による資源の有効活用、コスト縮
減が、社会的な課題となっている。

上野地下歩行者専用道及び上野広小路駐車場建設一工区土木工事ほか8件の工事を見たところ、
工事から発生する建設発生土について、新線建設の大規模工事を除き、契約においてその
受入先を指定しない自由処分としているが、建設発生土の処理を請負者の自由処分とすると、
受入先の選定が請負者に任され、発注者の責任が不明確となることや十分な利用調整を図るこ
とができないなど、適切な資源の有効活用が困難となることが懸念される。

イ 講じた措置の概要

建設発生土の処分については、東京都リサイクルガイドラインの趣旨を踏まえ、平成17年12月27日に東京都建設発生土利用調整会議に利用調整の登録を行った。

また、平成18年1月24日付けの通知文「建設発生土の積算について」により、建設発生土の処分は、原則指定地処分する旨を工務部内に周知徹底した。

(東京都住宅供給公社)

(5) 入金伝票の保管を適正に行うとともに集会所使用料徴収における体制の整備を図るべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

神田支社においては、集会所を備えている団地が67団地あり、これらの平成15年度及び平成16年度の集会所使用料について、入金伝票を確認しようとしたところ、文書の保存年限等の基準に関する細則で3年保存と定められているにもかかわらず、廃棄処分されていた。

また、平成17年度の使用料（4月～9月）について調べた結果、管内の8団地で誤った請求を行っており、該当団地の申込件数284件のうち150件の請求に金額の誤りがあった。

イ 講じた措置の概要

文書整理を行う際には、保存年限を厳守するよう、平成17年12月21日付けの文書により各職場に対し徹底した。

また、誤った料金を徴収していた団地の管理人に対し、改めて料金体系を説明するとともに、団地別の料金表を配布した。さらに、料金のチェックを徹底するよう指導を行い、体制の整備を図った。

(6) 集会所の管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

公社における集会所の管理についてみたところ、次のとおり不適切な事例が見受けられた。

①平尾住宅において、集会所建物の一部を有料（月5,000円）で自治会に事務室として貸しているが、契約書等の書面を取り交わしていない。②集会所の使用料については集会所管理要綱に基づき行われているが、多摩川住宅の集会所において同要綱に定められていないキャンセル料を徴収している事例があった。

イ 講じた措置の概要

適切な運営を行うため、使用上のルールや禁止事項並びに使用料等を明確にした契約書を作成し、締結した（平成18年1月30日付）。キャンセル料は、居住者が集会所を公平かつ適正に使用することができるように、住宅ごとに設定したものであるが、現状では、キャンセル料を廃止しても集会所の適正な管理運営に支障がないものと判断し、当該住宅のキャンセル料を廃止し、現地の管理人に対し通知した（平成17年12月15日付）。

今後は、各住宅の集会所使用状況を注視し、状況に応じてキャンセル料に関する要綱改正の必要性を検討する。

(7) 契約規程に基づいた物品の購入を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

公社契約規程第30条では、随意契約の方法による場合は、原則として2者以上の者から見積書を徴するものとし、第31条では、随意契約にするときは予定価格を定めなければならないと規定している。しかし、神田支社における、集会所関連の備消耗品類の購入について見たところ、2者以上から見積書を徴せず、また、予定価格も設けないまま特定の事業者Aに対して、平成15年度及び平成16年度継続して発注している事例があった。

イ 講じた措置の概要

契約規程に基づき、競争見積りにより契約を平成18年2月15日に締結した。

(8) 下水道取付管補修工の単価設定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

平尾住宅（賃貸・積分・宅分）下水道管補修工事（稲城市平尾2-74ほか、工期：平成16.11.1～平成17.7.25、請負金額：8,217万4,050円）のうち、家庭内の汚水を排水させる取付管補修工の単価について見ると、公社の積算基準に定めのない既設管の内面を被覆補修する特殊な工法を採用しているため、業者の見積りを参考に単価設定している。しかし、この単価は、既設管（長さ7.0m）を補修する材料を4本とすべきところ5本としたため割高となっており、積算額約60万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

再発防止のため、平成17年12月20日付けの文書により建設・営繕部長から各支社長に対し「土木工事起工積算チェックシート」を活用して確認を徹底するよう通知した。

また、同日営繕課長会議において、技術管理課長から各支社営繕課長に対し、指摘内容の説明を行うとともに、業者の見積りを参考に単価を設定する場合の精査の徹底について指導を行った。

(9) 硬質塩化ビニル有孔管の公社材料単価を適正に設定すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

（仮称）坂下三丁目賃貸住宅土木工事（板橋区坂下三丁目31番3号、工期：平成15.9.1～平成16.3.10、請負金額：1億4,103万9,150円）のうち、雨水を地下に浸透させるための雨水排水工事の積算について見ると、硬質塩化ビニル有孔管の材料単価は、公社として定めたものである。しかし、この単価は、一般的に積算で用いられる刊行物のものと比較すると約2倍割高となっているため、本工事を含め、同種工事3件の合計約150万円

が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年10月28日に技術管理課課内会議を開催し、指摘の趣旨を踏まえた内容の説明を行うとともに、公社材料単価の設定に際しては、刊行物等を十分に調査、比較の上、適正な単価設定を行うよう周知徹底した。

再発防止のため、平成18年度の単価設定に当たっては、担当者とは別の担当者による二重のチェックを行うことを徹底した。

(10) 視覚障害者誘導用ブロックの設置について必要な措置を講じるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

「(仮称)坂下三丁目賃貸住宅土木工事」及び「平成14年度(仮称)志村前野町賃貸住宅土木工事」の視覚障害者誘導用ブロックの設置状況について見ると、東京都福祉のまちづくり条例整備基準に適合していない箇所や、障害者の安全な利用が阻害されている箇所等が認められた。

イ 講じた措置の概要

(仮称)坂下三丁目賃貸住宅土木工事においては、平成18年2月7日に、(仮称)志村前野町賃貸住宅土木工事においては、同年1月17日に是正工事を完了した。

また、誘導用ブロック設置の指標となる整備基準を踏まえた新たな「視覚障害者誘導用ブロック設置マニュアル」を策定した。

さらに、平成17年12月1日付けの文書により技術管理課長から計画担当課長及び建設担当課長に対しマニュアルに基づく業務の徹底を周知した。

福 祉 保 健 局

(東京都弁護士国民健康保険組合)

(1) 保険料の滞納整理事務を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京都弁護士国民健康保険組合における滞納保険料の不納欠損処理手続について見たところ、①督促及び延滞金徴収手続規程による期限を指定しての督促を行っていないため、時効が中断されることなく成立している。②催告や電話による照会など滞納整理に関する記録が、一部を除いて確認できない。

イ 講じた措置の概要

- ① 滞納保険料の督促については、平成18年3月9日に開催した理事会において、督促及び延滞金徴収手続規程を改正し、督促状の様式を整備した上で、平成17年度中に全滞納者に対して送付した。
- ② 滞納者に対して行った督促については、台帳を整備し、現在は全ての滞納者に関して記録しており、時効を把握した上で適正な管理を行っている。

(社会福祉法人河辺保育園)

(2) 過大に交付された補助金を返還すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

福祉保健局は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(保育所)に基づき、社会福祉法人河辺保育園に対し、法人が経営する河辺保育園の運営等に要する費用の一部を補助するため、平成16年度に2,689万円の補助金を交付している。しかし、補助金交付額の算定状況を見たところ、特別児童扶養手当支給対象児でない児童を誤って手当支給対象児として障害児保育事業加算を行ったため、補助金が6万2,000円過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

平成18年2月20日付けで実績報告書の再提出を受け、17福保子支第1459号(平成18年2月22日付起案)により額の再確定を行った。過大に交付された補助金については、同年3月31日を納付期限として返還された。

補助対象保育所に対しては、同年2月に送付した平成18年度サービス推進費補助金当初交付申請の通知の中で、記入要領を作成し、補助対象の基準を明確に記載し、周知を図った。

事業実績報告書の審査に当たっては、係内で二重チェック体制をとることにより、審査の適正を確保する。

(学校法人東京医科大学、学校法人東京女子医科大学)

(3) 減価償却費に係る補助対象経費の計上を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京医科大学病院、東京医科大学八王子医療センター及び東京女子医科大学病院の救命救急センター運営費補助金について見たところ、施設整備費及び設備整備費補助金により取得した固定資産について、取得に要した費用のうちの設置者負担分に係る減価償却費を対象経費に計上している。しかし、施設整備費等補助金は、救命救急センターの運営に必要な施設及び設備の取得に要した経費の1/3を国が、1/3を都が負担し、残りを救命救急センターの設置者が負担するものであるから、設置者負担分に係る減価償却費について、運営費補助によりさらに国及び都が負担することは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成15年度及び平成16年度分の減価償却費の処理について、平成18年2月22日までに補助事業者から実績報告書の再提出を受けた。

また、平成17年度以降の実績報告の提出についても、事業説明会（平成18年3月15日実施）等を通じて、適正に申請及び報告を行うよう指導し、再発防止を図った。

さらに、報告書の審査に当たっては、担当者だけではなく、他の者が再度確認する等により、二重チェック体制をとることで適切な補助金執行に努める。

(財団法人東京都保健医療公社)

(4) 契約手続、資産の計上を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東部地域病院は公社財務規程第43条第1項第1号を根拠に「契約の性質または目的が競争入札に適さない」として、喫煙コーナー設置等工事契約をA社特命による随意契約としているが、工事の主要部分は大庭の東屋の新設工事であり、指名競争入札による契約を行うべきである。また、東屋設置工事360万2,326円については、固定資産として計上する要件を満たしているにもかかわらず、固定資産に計上していない。

イ 講じた措置の概要

公社本部は契約に当たって、財務規程等に基づき適正に処理するよう東部地域病院を指導した。さらに、公社本部は平成17年12月20日に開催した公社用度担当者会において、今後、適正な事務処理に留意するよう各病院の担当者へ周知徹底した。

東屋については、固定資産に該当するので、平成17年4月1日付けで固定資産台帳へ計上した。

産 業 労 働 局

(財団法人東京都中小企業振興公社)

(1) 産業廃棄物の処理委託を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

公社は、食品技術センターにおける「廃液・廃棄物処理委託」契約（契約期間：平成17.3.8～平成17.3.30、推定総金額：71万325円）を、Aと締結し、廃液等の収集運搬及び処分を委託している。しかし、この処理委託について見たところ、①契約に当たって、Aが行う収集運搬及び中間処分について、適法な許可を有しているかを確認していない。②Aに中間処分を委託しているが、Aは、中間処分業者の適法な許可を有していない。③公社が、

Aから受領した管理票には、最終処分を行った場所の記載がない。

イ 講じた措置の概要

平成17年度の廃棄物処理については、監査の結果を踏まえ、許可を有する処分業者と契約、管理票の最終処分地の記載を確認する等、適正な処理を行った。今後予定している廃液処理についても適正な処理を行う。

(2) 業務委託契約に係る事務処理を適切に行うとともに、過払分に係る補助金の返還を求めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

公社は、臨海副都心にあるCビル内に創業支援施設の清掃等管理運営のために、Dと業務委託契約を締結している。しかし、業務委託について見たところ、①平成17年1月1日から同施設の管理事務所（45.73m²）が清掃の対象外となったにもかかわらず、契約の変更を行っておらず清掃費5万5,422円が過払いとなっている。②業務委託契約書等に清掃区域を示した平面図が添付されていないため、清掃範囲が明確でない。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、清掃範囲について、業務委託契約書に清掃区域を示した平面図を添付することにより範囲を明確にした。

なお、清掃費の過払額について、公社は、平成18年2月1日に委託先であるDから返還を受け、公社は、同年2月22日に局に対し、過大な補助金の返還を行っている。

(東京都漁業協同組合連合会)

(3) 補助事業経費の執行を適正に行うとともに、適切に指導すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、漁協の経営改善等を図るため、東京都漁業協同組合連合会の漁協指導強化対策事業及び漁協経営強化特別対策事業に対して補助金を交付している（平成15年度補助金額：1,920万5,000円、平成16年度補助金額：1,714万円）。

このうち、経営強化事業については、事業実施団体として、東京都漁業経営指導協会が設置されている。この協会の事務局は、漁連内に置かれており、事務局部分（賃借料：6.6m²、月額1万4,000円）を漁連から賃借している。

この賃借料は、漁連が指導強化事業として支払っているが、本来は、協会が、経営強化事業の一環として、経営強化事業に係る補助金により漁連に対して支払うべきものである。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、平成18年2月2日に協会及び漁連に対し、適正な手続を行うよう指導した。また、漁連は、補助に係る経費の適正執行について、職員に対し周知徹底を図った。

教 育 庁

(社団法人東京都教職員互助会)

(1) より効果的な資金の運用を行うべきもの

ア 監査結果の内容 (要約)

三楽病院会計における特定預金の資金運用状況について見たところ、34億1,780万余円のうち20億2,056万余円を普通預金としている。しかし、特定預金は、長期修繕計画に基づいて病院施設の整備等に用いる資金であり、流動性の確保は必要なく、長期の資金運用が可能である。

イ 講じた措置の概要

平成17年12月19日開催の互助会第4回理事会において、平成17年財政援助団体等監査の結果を報告した。同年12月20日から特定預金のうちの普通預金について、順次定期預金への振替えを開始した。平成18年2月20日現在、普通預金にあった全ての特定預金の定期預金への振替えが終了している。

(財団法人東京都生涯学習文化財団)

(2) 物品管理事務を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容 (要約)

財団は、教育庁との「東京体育館等の管理運営及び使用料等徴収事務委託」に基づき、受託事業に使用する物品を保全物品として事業年度当初に庁から受け入れ、同年度終了時に払い出すとともに、年度内に使用不可能となったものや受託経費で取得したものについて、増減の報告を行っている。しかし、平成15年度及び平成16年度の保全物品に関する書類を見たところ、工事及び委託契約により取得した物品について、49点931万余円が報告されていない。

イ 講じた措置の概要

平成18年1月18日、教育庁は、生涯学習文化財団事務局及び各施設に対し、「物品の取扱要領」に即した事務処理を行うよう指導するとともに、教育庁と財団事務局及び各施設間の関係を一層綿密にし、チェック体制の強化を図るよう職員に指導した。

また、今回指摘のあった未報告物品については、同年２月末までに修正報告を受け、備品台帳及び財産台帳に記載済みである。

[平成１７年工事監査]

都 市 整 備 局

(１) 車上注入設備の移動費について検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

下水道管敷設工事（１６有－２）（江東区有明二丁目地内、工期：平成１６．１０．１８～平成１７．４．２８、請負金額：２億７，９０２万４，９００円）のうち、地盤改良工事に伴う車上注入設備の移動費について見ると、局の積算基準に定められたものがないため、局基準で設定している固定式の注入設備の移設費を計上している。

このため、積算額が割高なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成１８年１月２０日付けで局積算基準に地盤改良工事で使用する車上注入設備の移動費について設定した。また、局内において、同年２月１３日に技術情報連絡会及び同月２２日に工事監査情報交換会を開催し、設定内容の周知徹底を図った。

(２) 仮設鋼材運搬費の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

交通広場地下駐輪場築造工事（１６汐留－６）（港区海岸一丁目地内、工期：平成１７．３．７～平成１８．３．１４、請負金額：６億５，９４０万円）のうち、山留工事に使用する仮設鋼材運搬費の積算について見ると、購入することとしている仮設鋼材について運搬費を計上している。しかし、仮設鋼材の購入は現場渡し価格となっていることから、運搬費は不要である。

このため、積算額約２３１万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成１７年８月２９日付けの契約変更により減額是正を行った。

局では、積算ミスを防ぐため、平成１８年１月２０日付けで積算基準に仮設材運搬費の計上に関する注釈を追記した。

所では、同年１月２３日に関係係長会を開催し、指摘内容を周知した。また、設計内容を担当者間でチェックするとともに、設計係長によるチェックを強化し、一層の再発防止を図ることにした。

福 祉 保 健 局

(1) トイレブースの単価を適切に設定すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京都東村山老人ホーム（H16）青葉棟便所C改修工事（東村山市青葉町一丁目7番1号、工期：平成16.6.23～平成16.9.30、請負金額：1,488万8,160円）のトイレブースの単価について見ると、非常時の扉取外し用取っ手の設置等が特別な仕様であるとして、見積りを基に設定している。しかし、このトイレブースは、標準的な仕様に多少の加工を施したものであることから、通常、積算に用いられている刊行物記載の単価を参考に見積りの精査を十分に行い、適切な単価を設定すべきであった。

このため、積算額約153万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年7月15日及び同年10月14日に契約管財課の工事担当者定例会を開催し、業者からの見積りにより積算を行うに当たっては、定期刊行物を参考として精査を十分に行い、適切に単価設定するよう周知した。

なお、実査以後に発注した同種工事については、定期刊行物の単価を参考に見積価格の精査を行った上で、適切に処理した。

(2) コンクリート工事の型枠の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

（仮称）西部一時保護所（H16）新築工事（練馬区石神井台三丁目35番23号、工期：平成16.12.7～平成17.10.13、請負金額：1億7,640万円）の鉄筋コンクリート工事の型枠の積算について見ると、本建物は壁式鉄筋コンクリート造であるにもかかわらず、誤って割高なラーメン式鉄筋コンクリート造としての型枠単価を用いている。

このため、積算額約232万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年7月15日及び同年10月14日に契約管財課工事担当者会を開催し、指摘内容を踏まえ、コンクリート工事における型枠の積算を適正に行うよう周知した。

再発防止策として、関係職員の技術力及びチェック能力の向上を図るため、基準類等の研修会を継続的に行うこととし、同年11月8日には「営繕積算システム」のテーマについて実施し、これまでに、仮設、土工事等について行った。

今後も担当者定例会や単価改定等に合わせて、研修会を行うことを周知徹底した。

(3) 建物管理委託の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京都立広尾看護専門学校建物管理委託（渋谷区恵比寿二丁目34番10号、契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31、契約金額：1,308万3,000円）のうち、設置されている機器（ボイラー、ポンプ、空調等）の運転・監視及び日常点検の積算について見ると、局単価に台数、日数又は点検回数を乗じて積算している。しかし、積算の基となる単価、台数、期間等が十分に把握されておらず、多数の誤りが認められた。主なものは次のとおりである。

- ① ボイラーは夏季運転を停止しているにもかかわらず、一年間点検を行うとして積算するなど、点検を行う必要がない期間を計上している。
- ② 空調機の送風機等、機器が設置されているのに計上を行っていない。また、機器を間違えて単価を設定している。

イ 講じた措置の概要

平成17年11月30日に各専門学校の校長会を開催し、監査内容等を報告し、保全管理台帳を見直した上で設計に当たるなど、再発防止に向けて周知徹底した。

また、平成18年度広尾看護専門学校建物管理委託の設計においては、現地確認を実施した上で保全管理台帳を修正し、これを基に実態に即した積算を行った。

なお、各専門学校についても、保全管理台帳の見直しを図った。

病 院 経 営 本 部

(1) 解体工事における電気・機械設備の撤去費について検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

旧東京都職員成増住宅解体工事（板橋区成増三丁目37番、工期：平成16.9.14～平成16.12.20、請負金額：3,667万5,240円）のうち、電気・機械設備の撤去費について見ると、分別解体等を行うとして、設備のすべてに改修工事用の局基準を準用し、新設工費に一定の係数を乗じてその費用を計上している。しかし、局基準は、庁舎の内部改修などの工事等において、建物躯体に影響を与えないよう慎重に設備の撤去を行うことを想定したものであり、解体工事にこの基準を適用するのは妥当でない。

イ 講じた措置の概要

平成17年8月1日に全12病院の施設担当係長会を開催し、解体工事における電気・機械設備の撤去費については、内部改修用の撤去費を適用しないよう周知した。

今後、同種の解体工事においては、建物躯体と一体的に撤去可能な設備配管等の撤去費を原則として計上しないこととし、平成18年3月1日付けの通知文により、各病院の関係者に周知徹底した。

(2) 高額機器を含む場合における諸経費の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都立墨東病院感染症科外来空調設備改修工事（墨田区江東橋四丁目23番15号、工期：平成16.8.31～平成16.11.30、請負金額：9,200万5,200円）では、高額機器（空調機及びフィルターユニット等）に係わる諸経費の低減を行っていない。しかし、基準では、機械設備工事の現場管理費及び一般管理費等の諸経費は各対象額に定められた率を乗じて算出し、高額機器（100万円以上の機器等）に係わる諸経費は定率低減するものとしている。このため、積算額約119万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年8月1日に全12病院の施設担当係長会を開催し、高額機器を含む工事の諸経費積算の低減については、本部技術職員による複数チェックを徹底するよう周知した。

また、再発防止のため、積算チェックシートを整備し、活用することを平成18年3月1日付けの通知文により、関係職員に周知した。

(3) 給水配管の契約変更及び施工管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都立広尾病院給水本管修繕工事（渋谷区恵比寿二丁目34番10号、工期 平成16.9.15～平成16.12.22、請負金額：420万円）のうち、給水配管の施工について見ると、設計ではフランジ付き硬質塩化ビニルライニング鋼管を使用することとしているが、協議により、ねじ込み継ぎ手に変更し施工している。

しかし、その差額を積算すると約69万円の減額が見込まれるが、契約変更を行っていない。

また、水道事業管理者の設計審査等の手続が必要であるが、これが行われていない。

イ 講じた措置の概要

平成17年8月1日に全12病院の施設担当係長会を開催し、工事施工中に発生した変更事項については、施工者と十分協議の上、設計変更を行うよう周知した。また、同年7月28日に水道事業管理者の設計審査を受け、同年9月2日に同管理者の現場検査に合格した。

今後は、事前の設計審査及び工事施工中の設計変更について適切に行うよう、平成18年3月1日付けの通知文により、各病院関係者に周知徹底した。

産 業 労 働 局

(1) 設計に当たり建設副産物の処理方法を適切に指定すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

くぬぎ沢林道改良工事（八王子市上恩方町地内、工期：平成16.12.17～平成17.

3. 22、請負金額：288万7,500円)の石積取り壊しにより発生する建設副産物の玉石及びコンクリート塊の処理(計約13m³)について見ると、発生量が少量であるとして具体的な処理方法を定めていない。

イ 講じた措置の概要

平成17年2月28日付けの契約変更により建設副産物の処理方法を是正した。また、同年4月22日森林事務所において、局内及び関係局の林道、治山工事担当者を対象に研修会を開催し、東京都建設リサイクルガイドラインを所管する担当者から、建設副産物の適正な処理方法について指導を受け、周知徹底を図った。

建設副産物の発生については、量の多少に関係なく特記仕様書に処理方法を記載することにし、「平成17年度林道設計・積算に関する留意事項」にリサイクル関係の項目を追加した。

(2) 施工中の工事請負者に特命随意契約する場合の諸経費調整を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

平成16年度本宿用水樋門改修工事(付帯施設)(国立市谷保地先、工期：平成16.12.22～平成17.3.24、請負金額：498万7,500円)は、国が発注し、施工中である工事と現場が競合することから、同一請負者に特命随意契約している。このような場合、局基準では、仮設や現場管理の諸費用が節減されるため、諸経費を調整することになっているが、本工事ではこれを行っていない。このため、積算額約74万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年3月1日付けの契約変更により減額是正を行った。

また、今回の監査結果を十分に踏まえ、平成18年2月28日に所内係長会を開催し、国の工事と関連する特命随意契約工事の積算については、早期に国との調整を図り、諸経費の低減を行うことを周知徹底した。

中央卸売市場

(1) 大量に使用するセメントの単価の設定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

環状2号線下連絡通路設置工事(その1)(江東区豊洲六丁目地先、工期：平成16.6.16～同年9.24、請負金額：4億2,442万500円)の地盤改良工事の改良材に使用するセメント(約2,896t)の単価について見ると、局で定めた標準単価を適用しているが、局基準では、本工事のようにセメントを大量に使用する場合には、別途定めているより安価な超大口取引単価を採用することとしている。

このため、積算額約126万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

再発防止のため、新たに作成した「工事積算チェックリスト」を活用することにした。

また、平成17年5月24日に中央卸売市場「工事担当係長・維持管理担当者会議」を開催し、大量に使用する資材の単価設定における留意事項について各担当者に周知した。

建 設 局

(1) 見積りによる単価設定に当たっては、適正な管理監督の基に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

井住橋撤去工事（江東区東陽五丁目地内から同区東陽六丁目地内、工期：平成15. 11. 4～平成18. 2. 23、請負金額：4億8, 236万4, 000円）の橋台等を切断撤去するワイヤーソーイング工の単価について、一般的に用いられる刊行物の単価ではなく、現場の作業帯が狭く、同切断機械の設置が困難であるとして3社の見積りを参考に設定されている。

しかし、当見積りは、①担当者任せになっており、見積り依頼は口頭で行われている、②見積り金額の評価・採用は、主管課長の決裁を受けることなく行われている、③現場が施工困難であるにもかかわらず、文書による具体的な条件提示を行っていない、④3社とも見積りの提出の日付がない。など不適正なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

再発防止のため、平成17年12月14日に所補修課全体会議を開催し、業者からの見積りによる単価設定に当たっては、適切な管理監督の基に、文書での依頼を徹底すること、見積り金額の評価・採用に当たっては、複数職員によるチェックを徹底することなどを課内職員に周知した。また、同日付けで所内設計担当職員に対し、見積りについては担当者任せにせず、局基準に基づいて手続を行うよう通知した。

さらに、局では、平成18年1月12日に「平成17年工事監査に係る局長報告会」、同年1月31日に「平成17年度技術担当課長会」を開催し、再発防止の注意喚起等を行った。

(2) 橋脚補強工事に伴う泥土運搬費の単価設定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

七枝橋耐震補強工事（橋脚補強）（江東区塩見一丁目地内から同区辰巳二丁目地内、工期：平成17. 1. 19～平成18. 3. 10、請負金額：3億9, 375万円）の泥土運搬費の積算について見ると、運搬単価を1日（運転8時間）1回としているが、作業実態から見ると、1回の運搬で丸1日を要することはない。運搬実態を考慮して作業時間を基に1m³当たりの単価を設定し積算すると、約112万円が過大なものとなっている。

また、汚泥吸排車1時間当たりの運転単価について見ると、根拠もなく1. 44倍としたため、積算額約145万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成18年2月9日付けの契約変更により減額是正を行った。

再発防止のため、平成17年12月14日に所補修課全体会議を開催し、複数職員によるチェックの徹底や、特殊工法を採用する場合における施工実態と局基準との十分な比較検討などを課内職員に周知した。

さらに、局では、平成18年1月12日に「平成17年工事監査に係る局長報告会」、同年1月31日に「平成17年度技術担当課長会」を開催し、再発防止の注意喚起等を行った。

(3) 駅舎内装工事における耐火充てん材の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

日暮里・舎人線足立小台駅（仮称）建築工事（足立区小台一丁目地内、工期：平成17.3.1～平成18.3.9、請負金額：4億4,782万5,000円）のうち、駅舎内装工事における耐火充てん材（材工共）の積算について見ると、耐火材の単価を一梱包51mのものを誤って1mとしている。また、数量は高さ寸法20cmでよいものを余分に梁の高さ（1.0m又は2.25m）まで多く算出し計上している。

このため、積算額約4,101万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成18年1月17日付けの契約変更により減額是正を行った。

再発防止のため、所は平成17年9月30日に「違算対策検討会」を開催し、緊急対策として、①減額契約変更による実損回避、②他の工事の積算再チェックを実施した。

また、同年10月4日に「所の建築工事の違算防止対策について」をとりまとめ、①照査（チェック）責任者の設置、②現場照査・意見交換会等による情報・知識の共有化等、チェック体制の強化を図ることを、課内関係職員に周知した。

さらに、局では、平成18年1月12日に「平成17年工事監査に係る局長報告会」、同年1月31日に「平成17年度技術担当課長会」を開催し、再発防止の注意喚起等を行った。

(4) 杭打建設機械分解組立費の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

石神井川整備工事（その137）（練馬区石神井町五丁目地内から同区下石神井三丁目地内、工期：平成17.1.11～平成18.3.9、請負金額：7億1,400万円）のうち、山留鋼矢板打設に使用する杭打建設機械の分解組立費の積算について見ると、工期等の関係から2台使用し、油圧式杭圧入引抜機を現地で据付、解体撤去する際に必要な運転等の費用の算出において、運転日数を1台当たり1日とすべきところ、誤って2日として計上している。

このため、積算額約136万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成18年2月27日付けの契約変更により減額是正を行った。

再発防止のため、同年1月10日に課内係長会を開催し、設計担当者間の相互チェックを徹底すること、また、工事担当者の視点からもチェックを実施するなどチェック体制の強化を図ることを周知した。

さらに、局では、同年1月12日に「平成17年工事監査に係る局長報告会」、同年1月31日に「平成17年度技術担当課長会」を開催し、再発防止の注意喚起等を行った。

(5) クレーン付き台船の拘束費等の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

今井水門門扉改修工事（その6）（江戸川区江戸川四丁目14番地先、工期：平成16.4.28～平成17.3.31、請負金額：4億6,115万6,850円）のうち、門扉等の取替え工事に使用するクレーン付き台船（50t吊）の運転費の積算について見ると、土・日曜日に同台船及び船員を待機させておく費用として、同台船の拘束費を計上している。

しかし、作業を行わない土・日曜日分については適用すべきではなく、積算額約1,941万円が過大なものとなっている。また、非常時の安全対策として、同台船等を待機させた拘束費等が未計上となっており、積算額約1,606万円が過少となっている。

イ 講じた措置の概要

再発防止のため、平成17年12月27日に所課長会を開催し、チェック者が設計者にヒアリング形式で設計内容を確認するとともに、クレーン台船の積算など設計者の専門外の工種については、課を越えて専門職員によるチェックを受けることを決定した。同日に水門管理課係長会、翌日に補修係会を開催して、所課長会の内容について関係職員に周知した。

さらに、局では、平成18年1月12日に「平成17年工事監査に係る局長報告会」、同年1月31日に「平成17年度技術担当課長会」を開催し、再発防止の注意喚起等を行った。

(6) 工期が60日未満の工事に係る前払金の取扱い等について検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都では、土木・建築工事等について、契約金額に対して一定割合の前払金を支出しており、また、前払金を支出しない場合は、局の基準で、請負者の調達資金の金利負担を軽減するため、工事費に係る一般管理費等に一定の比率を乗じて補正を行うことがある。

ただし、工期が60日未満の工事については、東京都公共工事の前払金取扱要綱で原則的に前払金は支出しないこととしている。

平成16年度に局が発注した工期60日未満の土木工事について見ると、全体で413件のうち、①前払金を支出しているもの5件、②前払金を支出せず補正（係数1.05）しているもの345件、③前払金を支出せず補正もしていないもの63件であり、①と②合せて全体の85%も占めている現状は、前払金を支出しないとされた都の要綱の趣旨と齟齬を来している。

イ 講じた措置の概要

工期60日未満の工事に係る前払金の取扱いは、「東京都公共工事の前払金取扱要綱」及び「建設局公共工事前払金実施細目」を踏まえ、適正に実施するとともに、前払金を支払う場合は、上記細目に基づき起工書に記載することを徹底する。同工事で前払金を支払わない場合の一般管理費等の率補正は、行わないことで統一する。

上記前払金の取扱い及び率補正については、平成18年3月8日に開催した、局内全事務所を対象とした基準説明会において説明し、統一的な運用を行うよう周知徹底を図った。

さらに、一般管理費等の率補正については、同年3月10日付けの文書により局内通知を行うとともに、関係局へ参考送付し周知した。

(7) 異工種の工事を合併して発注する場合の諸経費の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

水元公園東金町八丁目地区造成工事（葛飾区東金町八丁目地内、工期：平成17. 1. 28～平成17. 3. 31、請負金額：817万7,400円）のうち、諸経費の積算について見ると、取り壊す構造物の大半が土木構造物であるため、建物解体工事も一体として土木工事の諸経費率を適用し、算出している。しかし、局基準では、土木工事と建築工事を合併起工する場合は、各工事に対応した現場管理費・一般管理費等をそれぞれ計上し、合算することとされている。

このため、積算額約133万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

再発防止のため、平成18年1月31日に所内工事担当者説明会を開催し、異種工事を合併して発注する場合における積算の原則等について、周知した。

チェック体制の強化を図るため、特に、公園管理事務所等に勤務する技術職員については、設計に当たり疑義が生じた場合には、速やかに管理事務所等を所管する工事課に相談するなど、技術的な支援を受けるよう周知した。

さらに、局では、同年1月12日に「平成17年工事監査に係る局長報告会」、同年1月31日に「平成17年度技術担当課長会」を開催し、再発防止の注意喚起等を行った。

(8) 土砂運搬におけるダンプカー過積載防止について、請負者を適切に指導、監督すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

青山橋耐震補強工事（橋脚補強）その1（港区南青山二丁目地内から同区南青山四丁目地内、工期：平成16. 9. 29～平成17. 3. 31、請負金額：9,292万5,000円）の橋脚基礎部より発生する土砂運搬処分について見ると、当現場から中央防波堤内側埋立地ストックヤードへ運搬を行っているダンプカー（10t車）104台のうち37台に過積載が認められた。また、過積載防止対策指針には、請負者がダンプカーに備えられている自重計の管理を行い、搬出車両記録表等を担当部所に提出することと定められているが、実施されていない。

イ 講じた措置の概要

再発防止のため、平成18年1月10日に所課長会を開催し、過積載防止について、①請負業者から監督員に搬出車両記録表を毎月の月初めに提出する。②搬出車両番号と自重計の管理記録を一週間ごとに提出させる。等を周知した。また、同年1月11日に翌日に工事課関係係長会を開催し、請負業者への周知と過積載防止対策の指導を徹底することとし、同日、所長名で各請負業者に対し、過積載防止対策の徹底について文書により指示をした。

さらに局では、同年1月12日に「平成17年工事監査に係る局長報告会」、同年1月31日に「平成17年度技術担当課長会」を開催し、再発防止の注意喚起等を行った。

なお、同年3月16日付けの文書により、局内工事関係部署に対し過積載防止対策指針に基づく取組の徹底について通知した。

港 湾 局

(1) 保守点検業務委託の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

平成16年度「しゅんえい丸」障害物探査装置ほか保守点検整備委託（港区港南三丁目9番56号、契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31、契約金額：399万円）の積算は、次のとおり実態と整合していない。

- ① 障害物探査装置の障害対応の積算では、二人が1日作業（8時間）12回としているが、作業報告票によると実際に行われていたのは、1日程度の作業が5回、半日程度の作業が6回、1人で半日程度の作業が1回である。
- ② 潮位測定装置の障害対応の積算では、障害対応12回として計上しているが、報告書を見ると障害対応作業は2回だけ行われ、その他は点検作業である。

イ 講じた措置の概要

平成17年8月9日の所内課長会において、適正な見積依頼及び特記仕様書のチェックについて周知徹底した。また、平成18年3月9日の局内技術系課長による技術連絡調整会議において、業者からの見積りによる積算を適正に行うよう周知徹底した。

平成17年度業務委託の障害対応作業については、実態に応じて実施した作業回数等に基づき変更協議を行い、平成18年3月9日付けで契約変更等を行った。

平成18年度の業務委託の積算に当たっては、所管課長の承認を受け見積依頼を行い、その見積りを実績等に基づき精査した。

水 道 局

(1) 沈でん池の排水弁の単価設定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

朝霞浄水場沈でん池（G群）弁類補修工事（埼玉県朝霞市宮戸一丁目3番1号、工期：平成16.10.21～平成17.3.23、請負金額：1億1,812万5,000円）のうち、排水弁（口径500mm 8台、口径250mm 2台）の取替えの積算について見ると、設計図で示されている排水弁（フランジレス形バタフライ弁）は、局単価がないため見積りにより単価を設定する必要があったが、誤って割高な類似（フランジ形バタフライ弁）の局単価とした。

このため、積算額約190万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年6月9日に局内設備設計担当部署の係長を対象とした工事調整会議を開催し、指摘内容を周知の上、実務者へ採用機器価格と設計仕様の整合を徹底するよう指示した。

また、同年8月12日の局内設備設計担当者会議、同年10月26日の局内設備設計審査担当者連絡会において、指摘事項の再発防止を徹底するよう周知した。

なお、同年8月24日、設計審査チェックシートに「採用機器価格と設計仕様は整合が取れているか。」の項目を追加し、再発防止を図ることとした。

(2) 水道用管弁類材料の見積りによる単価設定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

（仮称）開発・研修センターフィールド整備工事（世田谷区玉川田園調布一丁目19番1号、工期：平成16.12.20～平成17.8.31、請負金額：8億9,910万4,500円）のうち、水道用管弁類材料の一つであるストレーナφ150の単価設定について見ると、見積りにより設定を行っているが、誤って見積り査定額の10倍としている。

このため、積算額約306万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年8月22日付けの契約変更により減額是正を行った。

再発防止策としては、同年8月9日に案件起工チェックリストを改定し、「案件中に見積り金額はあるか。単価入力は適正に行われているか。」の項目を追加した。

同日、局内の支所配水課設計係長を対象とした設計係長会を開催し、起工審査の際、案件起工チェックリストを活用し、見積り結果の一覧表を添付して、チェックを複数（係長、起工担当）で行うよう周知徹底した。

(3) 次期工事との施工範囲を明確にし、シールド工事の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

八王子市千人町一丁目～緑町間送水管（1,500mm）用立坑及びトンネル築造工事（工期：平成16.6.10～平成18.8.23、請負金額：14億6,982万1,500円）のうち、シールド工事における坑内整備工及び水替え工について見ると、本工事の工事費に加えて、次期工事（トンネル内配管工事）の坑内整備工及び水替え工の工事費が計上されている。

このため、積算額約825万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年5月30日付けの契約変更により減額是正を行った。

同年8月25日に施設部内の課内全体会議を開催し、工事費の二重計上防止などを図るため、次期工事との施工範囲を明確にすること、チェックシートの活用を徹底することについて周知するとともに、同様の設計を担当している建設部にも通知した。

また、建設部では、同年10月3日に施設部合同の設計係長会を開催し、関係職員に周知徹底を図った。

(4) 諸経費の積算における工種区分の適用を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

豊住給水所耐震補強及び送水管（1000mm～700mm）新設並びに配水本管（700mm）布設替工事（江東区東陽六丁目1番地、工期：平成17.5.16～平成18.7.3、請負金額：3億6,225万円）のうち、諸経費の積算における工種区分を見ると、配管工事を主要工種とし、水道工事（2）を適用している。

しかし、局基準によると、諸経費の工種区分は、諸経費の対象額が大きい方の工種区分を適用しているため、本工事のように、配水池の耐震補強工事の対象額が約75%を占めている場合の工種区分の適用に当たっては、水道工事（3）とすべきである。

このため、積算額約1,142万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年9月13日付けの契約変更により減額是正を行った。

また、再発防止のため、起工時の課内審査及び課外審査に使用しているチェックリストを改定し、「諸経費の算定に用いる工種区分は適正に選定されているか。」の項目を追加した。

同年7月21日に建設部及び施設部合同の設計係長会を、同年12月12日に合同の工務・工事係長会を開催し、指摘趣旨を周知するとともに、同チェックリストを活用するよう徹底した。

(5) 水道工事における特命随意契約の諸経費調整を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

練馬区南田中一丁目地先から同区南田中四丁目地先間配水本管（1200mm）移設工事（練馬区南田中一丁目2番地先から同区南田中四丁目9番地先間、工期：平成16.12.27～平成18.3.23、請負金額：3億4,125万円）は、街路工事との同時施工となることから、工期の短縮、円滑かつ適切な施工を確保するため、施工中の工事の請負者に、諸経費調整のうえ特命随意契約している。

しかし、現場管理費及び一般管理費等について見ると、両方の工事を合算した額から算出された金額を諸経費の対象額に加算すべきところ、誤ってそれぞれ単独工事として算出した金額を諸経費の対象額に加算している。

このため、本工事の積算額約245万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年9月8日付けの契約変更により減額是正を行った。

また、特命随意契約の諸経費調整方法について、積算システムを改善するとともに、積算基準には同諸経費調整に係る明確な記述を追記し、同年6月17日に局内の関係者に通知した。

さらに、同年7月21日に建設部及び施設部合同の設計係長会を開催し、指摘の趣旨について周知を図るとともに注意喚起を行った。

(6) 工事広報板の設置について請負者を適切に指導、監督すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

三園浄水場高度浄水施設築造工事（板橋区三園二丁目10番1号、工期：平成16.3.16～平成19.3.9、請負金額：60億1,650万円）のうち、工事に対する理解と協力を得るため設置する工事広報板について見ると、既に工事着手から1年以上を経過し、オゾン接触池及び活性炭吸着池のコンクリート打設工事が進行、浄水場内に工事車両が多数出入りしているにもかかわらず、監査日（平成17.5.31）現在、設置されていない。

イ 講じた措置の概要

平成17年7月2日、三園浄水場正門に工事広報板を設置した。

また、同年6月2日、建設部及び施設部内の関係者に文書通知を行い、工事着手後は速やかに工事広報板を設置するよう、請負者を適切に指導することを周知徹底した。

下 水 道 局

(1) 天井下地の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

矢口ポンプ所増設その13工事（大田区矢口三丁目33番地、工期：平成16. 8. 30～平成17. 9. 22、請負金額：6億4, 625万4, 000円）のうち、内部仕上げの軽量鉄骨天井下地の積算について見ると、局基準では、天井ふところが深い場合は、振れ止めのための補強費を計上することとし、単価を定めている。しかし、本工事では、補強費として局基準にない下地面積の加算を行っている。

このため、積算額約93万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年8月23日付けの契約変更により減額是正を行った。

局では、同年11月21日～29日に実施した積算基準類説明会において、指摘の趣旨を踏まえ、天井下地の積算を適正に行うよう、関係職員に周知した。

担当部署では、再発防止を図るため、同年7月27日課内係長会及び同年8月26日課内チェック担当者会を開催し、チェックの徹底及び新たに作成した天井下地の積算基準解説を活用することを周知した。

(2) 泥濃式推進工事の機械器具損料を適正に計上すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

環状6号線道路整備事業に伴う新宿区西新宿四丁目付近管渠改良工事（工期：平成16. 6. 14～平成17. 3. 24、請負金額：2億6, 113万5, 000円）のうち、泥濃式推進工事における機械器具損料の積算について見ると、①管推進工において、機械器具損料を二重計上しているため、約6, 273万円が過大となっている。②発進、到達立坑の用地にそれぞれ使用期間の制限があるため、必要となる日数分の機械器具損料が計上されていないことにより、約2, 255万円が過小となっている。

イ 講じた措置の概要

局では、平成17年11月21日～29日に実施した積算基準類説明会において、泥濃式推進工事における機械器具損料を適正に計上するよう、関係職員に周知した。

所管部では、同年6月16日に各管理事務所設計担当者会議を開催し、再発防止に向け、チェック体制の強化を図り、適正な積算を行うよう関係職員に周知徹底した。

当管理事務所では、同年7月4日～7日に所内設計担当者を対象とした職場研修を開催し、新たに作成した設計チェックシートの活用及びチェック者を専任とする役割分担の明確化等のチェック体制の強化を図ることを周知した。

(3) シールド工事における配管損料の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

世田谷区上馬四、五丁目付近枝線（雨水調整池）その3工事（世田谷区駒沢二丁目、弦巻二丁目、工期：平成17. 3. 15～平成18. 9. 13、請負金額：8億7, 885万円）のうち、シールド掘進に必要な配管設備工の配管損料（給水用管φ65mm、排水用管φ100mm、添加材用管φ65mm）について見ると、局単価では100m当たりとされているところを誤って1m当たりとしたため、積算額約2, 625万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年9月13日付けの契約変更により減額是正を行った。

局では、同年11月21日～29日に実施した積算基準類説明会において、指摘の趣旨を踏まえ、シールド工事における配管損料の積算を適正に行うよう、関係職員に周知した。

担当部署では、同年8月31日に開催した、課内情報連絡会において、チェックシートを十分活用するとともに、再発防止のため、チェック担当者の役割分担の明確化等、チェック体制の強化を図ることを周知した。

(4) 特殊泥濃推進工法における高濃度泥水の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

板橋区板橋一丁目、豊島区池袋本町二丁目付近再構築二次覆工工事（板橋区板橋一丁目ほか、工期：平成16. 7. 20～平成17. 7. 28、請負金額：2億4, 675万円）のうち、特殊泥濃推進工法による鉄筋コンクリート管布設工（内径800mm、延長約95m）の積算についてみると、泥水管理工の高濃度泥水1m³当たりの水量を0. 9426m³（942. 6kg）とすべきところ、誤って942. 6m³としている。

このため、積算額約476万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年7月14日付けの契約変更により減額是正を行った。

局では、同年11月21日～29日に実施した積算基準類説明会において、指摘の趣旨を踏まえ、特殊泥濃推進工法における高濃度泥水の積算を適正に行うよう関係職員に周知した。

担当部署では、再発防止を図るため設計図書チェックリストの活用及び複数人によるチェックを徹底して行うことについて、同年6月29日付けの通知文及び同年7月11日に開催した課内会議により関係職員に周知徹底した。

(5) 鉄筋コンクリート工事の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

落合職員住宅改築工事（新宿区上落合一丁目2番18号、工期：平成17. 1. 18～平成18. 2. 20、請負金額：6億1, 414万2, 900円）のうち、鉄筋コンクリート工事

の積算について見ると、単身者用住戸部分の床の面積を誤り、鉄筋、コンクリート及び型枠の数量を多く計上している。このため、積算額約146万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成18年1月11日付けの契約変更により減額是正を行った。

局では、平成17年11月21日～29日に実施した積算基準類説明会において、指摘の趣旨を踏まえ鉄筋コンクリート工事の積算を適正に行うよう、関係職員に周知した。

担当部署では、数量積算を適正に行うため、新たに作成した設計チェックシートの活用を関係職員に周知徹底した。

(6) 光ファイバーケーブル敷設工事の諸経費算出における市街地補正を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

新砂ポンプ所～若洲ポンプ所間外2施設間光ファイバーケーブル敷設工事（江東区新砂三丁目、東雲二丁目、工期：平成16.10.13～平成17.1.21、請負金額：840万円）のうち、共通仮設費及び現場管理費の積算について見ると、局基準によれば市街地補正の規定がないにもかかわらず、誤って補正を行っている。

また、同種の工事11件についても、同様な誤りが認められた。このため、本工事の積算額約27万円を含め12件の合計約868万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

局では、平成17年6月27日付けの事務連絡により光ファイバーケーブル工事においては、市街地補正を行わないことを関係職員に通知した。

同年7月1日、同工事の積算では、市街地補正ができないように積算システムを改善した。

また、同年10月改定の積算基準に市街地補正を行わないことを明記し、同年11月21日～29日に実施した積算基準類説明会において、関係職員に周知した。

(7) 解体工事における共通費の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

落合職員住宅A・B棟解体工事（新宿区上落合一丁目2番18号、工期：平成16.9.2～平成16.12.8、請負金額：2,814万円）における共通費の積算について見たところ、
①共通仮設費では、算出の基となる対象額を過小とし、率は局基準より低いものを用いている。
②現場管理費では、対象額を過大とし、率は低いものを用いている。などの誤りがあった。
このため、積算額約162万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

局では、平成17年11月21日～29日に実施した積算基準類説明会において、指摘の趣旨を踏まえ、解体工事における共通費の積算を適正に行うよう関係職員に周知した。

また、担当部署では、チェック機能の充実を図るため、共通費計算が容易にチェックできる新たに作成した手順フロー図と計算シートを活用することを関係職員に周知徹底した。

(8) 下水道管渠移設に伴う仮設工事の契約変更を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

環状第8号線街路築造工事に伴う練馬区南田中四丁目付近管渠改良その4工事（練馬区南田中四丁目地先、工期：平成16.5.11～平成17.3.31、請負金額：4,958万3,100円）のうち、下水道管渠移設に伴う仮設工事の設計について見ると、街路築造工事の進捗に合わせ必要に応じて工事用通路を確保できるよう路面覆工を設置し、山留工は鋼矢板工法で施工することとしていたが、詳細に工程を調整した結果、路面覆工は設置する必要がないとして、より経済的な軽量鋼矢板工法に変更している。

しかし、契約変更手続きを行っておらず、積算額約442万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

局では、平成17年11月21日～29日に実施した積算基準類説明会において、指摘の趣旨を踏まえ、仮設工事の契約変更を適正に行うよう、関係職員に周知した。

担当部所では、再発防止を図るため、同年9月12日、15日、26日に設計・施工担当者を対象とした職場研修を実施し、新たに作成した現場チェックリストにより設計と施工の整合を確認して契約変更を適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。

(9) 道路管理者と調整を図り、道路工事に伴う管渠補修工事の契約を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

道路工事に伴う管渠補修工事（墨田区押上二丁目1番ほか、工期：平成17.2.4～平成17.2.16、請負金額：367万5,000円）の施工時期について見ると、産業廃棄物管理票（マニフェスト）では、平成17年1月7日から同年1月28日にアスファルトコンクリート塊等の運搬処分を行っているが、当該工事は同年2月3日に請負契約を締結しており、事後契約となっている。

これは、道路管理者との連絡調整が不十分なことによる設計条件の把握の遅れ等が主な原因であるが、平成16年度に発注された27件についても同様な事実があった。

イ 講じた措置の概要

局では、平成17年11月21日～29日に実施した積算基準類説明会において、指摘の趣旨を踏まえ、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

所管部では、管渠補修工事の事務処理フローの徹底について、同年9月26日付けで、関係職員に通知した。

また、新たに、道路調整会議等における道路工事情報収集から管渠補修工事施行に至るまでの進行状況を記した進行管理シートを活用して適切に管理することを同年11月7日付けで、

関係職員に周知徹底した。

さらに、23特別区の道路管理者に対して、平成18年1月20日付けで、道路工事の施工通知を速やかに行うよう依頼した。都の道路管理者へは、平成17年8月1日に同内容の協力要請を行った。

教 育 庁

(1) LAN配線の数量を精査し積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

校内LAN敷設工事（都立深沢高等学校 世田谷区深沢七丁目3番14号、工期：平成17.1.26～同年3.31、請負金額：243万6,000円）のLAN配線の積算について見ると、配線数量3,600mに庁の単価を乗じて算出している。

しかし、この配線数量は、業者の見積りを基にした数量であり、設計図面から算出した数量約1,726mと大きく異なる。このため、積算額約81万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

学校における工事を主管する営繕課において、平成17年10月18日及び12月2日に課会を開催し、今後は学校配付工事について、内容を複数のチェックにより精査し、積算を適正に行うよう職員に周知した。学校においては、同年11月24日に事務室会議を開催し、今後起工する工事内容等に疑義の生じた場合、必ず営繕課に報告・相談するとともに、内容の確認を徹底するよう職員に周知した。

また、平成18年1月27日、平成17年度中に同種の工事を起工する学校12校に対して、指摘事項を踏まえ、積算数量に誤りのないよう周知した。

(2) 駐輪場設置工事の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都立武蔵村山高等学校（16）借地用地返還に伴う整備工事（武蔵村山市中原一丁目7番地1、工期：平成17.1.28～平成17.3.14、請負金額：1,009万2,600円）のうち、駐輪場設置工事の積算について見ると、柱の間隔1スパンが2.4mであるにもかかわらず、誤って1.2mとして算定し、47スパンとすべきところ、91スパン分として、材料費を計上している。このため、積算額約100万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年10月18日及び同年12月2日に工事を主管する営繕課の課会を開催し、指摘内容を踏まえ、再発防止のため、設計から積算までの段階において複数によるチェックを徹底

し、積算を適正に行うよう周知した。

さらに、平成18年2月7日に営繕課土木担当者会を開催し、新たに作成したチェックシートを活用を周知した。

(3) 耐震補強工事における型枠の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都立品川ろう学校（16）耐震補強その他改修工事（品川区南品川六丁目15番20号、工期：平成16.6.22～平成16.10.29、請負金額：1億6,443万円）における無収縮モルタル注入工のうち、注入用型枠の積算について見ると、型枠単価は両面当たりのものであるにもかかわらず、誤って片面当たりの数量をそのまま計上したため、2倍の費用となっている。このため、積算額約340万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年10月18日及び同年12月2日に工事を主管する営繕課の課会を開催し、指摘内容を踏まえ、耐震補強工事における型枠の積算を適正に行うよう周知した。

再発防止策として、新たに同一係内職員による再チェックを行う体制とし、さらに、耐震補強工事の積算においては、積算チェックリストの見直しを行い、活用することを課内関係職員に周知徹底した。

(4) 空調用フィルタの交換に当たり施工管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京都立晴海総合高等学校及び東京都立短期大学システム経営学科設備保守委託（中央区晴海一丁目2番1号及び同番2号、契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31、契約金額：3,937万5,000円）のうち、空調設備の点検保守における空調用フィルタの交換について見ると、特記仕様書では、空調機器499台のフィルタを交換することとしている。

しかし、12台分については作業完了報告書によって履行の確認が行われているものの、他の分については報告書の提出もなく、履行確認のないまま支払いが行われている。

イ 講じた措置の概要

平成17年11月8日の都立学校長を集めた校長連絡会及び同年11月10日の事務室長・事務長を対象とした事務事業連絡会において、指摘内容の確認と注意点について周知徹底を図った。

平成17年度契約の履行確認は、(1)フィルタの交換場所、数量、実施予定日等を記載した作業予定表による確認、(2)実施に当たり、①納品に立会い、交換数量を確認、②現場立会い若しくは写真により交換作業を確認、③交換後の発生材搬出の確認、(3)交換場所、数量、作業実施日等を記載した作業完了報告及び施工写真による確認を行った。

(5) 工事の目的に沿って適切な設計・施工を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都立千歳丘高等学校（16）天井ネット改修工事（世田谷区船橋三丁目18番1号、工期：平成17. 1. 28～同年3. 14、請負金額：715万6, 800円）においては、衝突時の安全対策として、支柱に危険防止のためのウレタンマットが巻かれているが、安全上より問題と思われる支柱に取付けられたウインチには、何の措置も講じられておらず、中途半端なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年同校校庭改修工事により、ウインチにカバーを取り付け、是正を行った。

また、同年10月18日及び12月2日に工事を主管する営繕課の課会を開催し、指摘内容の確認と注意点について周知を図った。

さらに、平成18年2月7日に営繕課の土木担当者会を開催し、指摘内容を踏まえ、工事の目的に沿った設計・施工を行うよう周知徹底した。

警 視 庁

(1) 交通信号工事（LED化）の設計委託の積算基準及び発注方法等について検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

交通信号施設工事設計委託（灯器のLED化）（大井環七第一交差点ほか、契約期間：平成16. 6. 14～同年7. 30、契約金額：732万9, 000円）のうち、埋設物調査等（埋設物調査、地下線通線調査、電力等引込調査）の積算について見ると、庁の基準により交差点20箇所当たり7人の労務人員を計上しているが、平成16年度に発注した本設計委託を含む19件中、10件で埋設物調査等が行われていない。仮に、本設計委託において、同埋設物調査等を行う必要がないとして積算していれば、約172万円が縮減できる。

イ 講じた措置の概要

平成18年度からは、設計委託を発注する段階で、信号柱の交換に伴う埋設物調査の必要箇所数を信号柱の設置年度等から算定し、設計図書に明記した上で発注する。

なお、数量の変更があった場合は、契約変更等で処理する。

また、埋設物調査費については、その箇所数に応じて別途積上げるよう、平成18年3月6日付けで積算基準を改定し、関係者に周知した。

〔平成17年各会計定例監査〕

総 務 局

(1) 契約事務手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

大島支庁は、「大島園地施設浄化槽保守点検ほか清掃委託」について、園地を北部地区と南部地区とに分けて、2件の契約とし、それぞれ予定価格を積算している。

しかし、北部地区及び南部地区で設置している浄化槽のうち、同一の形状である合併処理浄化槽の予定価格について、単価の設定が同一でないことが認められた。

イ 講じた措置の概要

予定価格については、規則及び積算基準に基づき合併浄化槽及び浄化槽の管理費用を積算し、庁としての予定価格を決定した。その決定に当たっては、関係各課の庶務担当係長及び担当者で構成する検討会を3回開催して協議・検討を行い、平成18年度起工分より適用した。

今後とも、規則に基づき、適正な契約手続に努めていく。

(2) 船客待合所における適切な清掃委託について検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

大島支庁は、元町港及び岡田港の船客待合所の清掃を業務委託により実施しており、トイレは2港とも毎日、窓ガラスは2港とも月1回、待合所は、元町港が毎日（365日）、岡田港が隔日（214日）で清掃を行っている。

ところで、大島支庁では、①平成16年度における船の就航状況は、在来船、高速ジェット船とも、岡田港の方が、元町港より多い。②来島者は、平成6年度に対し、平成16年度は17万9,250人（40.2%）減少している、という状況変化があるにもかかわらず平成6年度以降、十年余にわたり、清掃委託の見直しを行っていない。

イ 講じた措置の概要

各港の船舶の就航日数や船客待合所の使用許可状況を調査した後、平成17年11月17日に大島支庁港湾課担当係長会で確認した。

大島、利島の船客待合所における清掃の基準を前年運航実績により作成した。

（基準内容）

- ① 就航日数により清掃回数を毎日、2日に1回、月10日の3段階に分ける。
- ② イベント等の開催日や7・8月は毎日清掃とする。
- ③ 大島で就航数160未満（元町80、岡田80）、利島で80未満の月は、就航日数により毎日清掃となった月でも、2日に1回の清掃とする。

今後は、上記の基準に基づき、清掃委託の仕様書を作成する。

都 市 整 備 局

(1) 契約に係る事務を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

多摩ニュータウン整備事務所における契約台帳について見たところ、契約金額、契約年月日、履行期限等に記載漏れが多数あり、契約に係る事務処理の記録整理が適正に行われていないことが認められた。また、物品の購入等をはじめとする個々の契約に係る書類についても、事案決定日が明記されていないもの、決定権者の押印がされていないものなどが見受けられた。

イ 講じた措置の概要

契約に係る事務について、東京都契約事務規則、委任事務規則、文書管理規則、物品管理規則等との検証を契約案件ごとに的確に実施するよう平成17年9月6日に管理係全員を集め注意した。

また、同年9月7日の講評の後には所全員を集め、監査結果についての周知徹底を図った。

その結果、同年11月17日に実施した、多摩ニュータウン整備事務所の自己検査において、適切な事務処理に努めていることを確認した。

病 院 経 営 本 部

(1) 診療報酬の請求を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

各病院における診療報酬の請求、返戻、査定減に係る事務処理を見たところ、次のとおり、是正・改善を要する事例が見受けられた。

(ア) 清瀬小児病院では、再審査請求することが保険診療委員会で決定されている52件について、長期間にわたり再審査請求が遅れている。

(イ) 梅ヶ丘病院では、再審査請求することが保険診療委員会で決定されている9件について、長期間にわたり再審査請求が遅れている。

イ 講じた措置の概要

(ア) 指摘の52件のうち、48件については平成18年2月までに再審査請求を行った。

残りの4件については、保険診療委員会（平成18年3月29日までに実施）において、再審査請求を行わないことを決定した。

(イ) 指摘の9件分については、平成17年10月14日付けで再審査請求を行った。

(2) 履行確認を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

(ア) (イ) (ウ)

大塚病院、松沢病院及び八王子小児病院はAと医事業務等の委託契約（契約期間：平成16年4月1日～17年3月31日）を締結している。契約仕様書によれば、原則として年1回、受託業者は、病院と協議して、入院・外来共取扱患者のレセプトを抽出し、診療報酬の請求漏れ調査を行うこととしている。

しかし、3病院では、請求漏れ調査を完了していないにもかかわらず、すべての履行があったものとして委託料を支出している。

イ 講じた措置の概要

(ア) 大塚病院における平成17年度の精度管理調査については、電子カルテシステムから平成17年5月分の入院203件、外来1,159件を抽出して実施し、平成18年1月10日に精度管理調査結果報告書を受理した。

(イ) 松沢病院における平成17年度の精度管理調査については、平成17年9月分レセプトより入院100件、外来347件を抽出して実施し、平成17年11月30日に精度管理調査報告書を受理した。

(ウ) 八王子小児病院における平成17年度の精度管理調査については、外来は平成17年6月分の210件、入院は平成17年12月分の21件をレセプトより抽出して実施し、平成18年3月8日に報告書を受理した。

(3) 委員会の設置の趣旨を踏まえ、適切に運営すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

病院における製品指定等委員会（医療器械等の選定及び仕様内容並びに製品指定などを行う委員会）、指名競争入札等業者選定委員会（厳正かつ公正に入札の参加者又は特定の相手方を選定するための委員会）の開催状況を見たところ、府中病院では製品指定等委員会（府中病院においては「仕様書策定委員会」と称している。）を32回開催しているが、審議方式の開催は1回だけ、また、指名競争入札等業者選定委員会は51回開催しているが、審議方式の開催は2回だけで、他はすべて回付協議によっている。回付協議においては、回付協議のため文書は作成しているものの事務局の提案に対し、全案件に1度も意見を付すことなく全委員が押印しており、両委員会が設置要綱の趣旨に反し形骸化している。

イ 講じた措置の概要

仕様書策定委員会は4回（平成17年6月、8月、10月及び平成18年1月）開催したが全て会議方式で行った。また、業者選定委員会については、平成18年2月1日付けで要綱を改正し、委員の人数を厳選するなどの変更を行い、会議方式で開催しやすいようにした。要綱改正後、平成18年2月に5回開催したが全て会議方式で行った。

中央卸売市場

(1) 類似業務の契約を統合して事務の軽減等に努めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

中央卸売市場では、消防施設の保守点検について、設備を所管する事業部が「世田谷市場ほか7市場の消防設備定期点検保守委託」（契約金額1,097万5,650円）の契約を結んでいる。また、消火器については備品を所管する管理部が「築地市場ほか10市場の消火器点検委託」（契約金額225万7,500円）の契約を結び、別々に実施している。

しかし、この2つの業務は、施工する業者の業種が同じであり、実施時期も両業務を同時に行うことが出来ることから、通常は同一の保守点検業務として行われているものである。

イ 講じた措置の概要

平成18年度「中央卸売市場消防設備定期点検保守委託」を「消火器点検委託」を含めて起工（平成17年12月28日決定）し、財務局に契約の締結依頼をした。

交通局

(1) 行政財産の使用許可に伴う使用料の算定を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

資産運用部では、軽飲食店等の専門店舗の設置（以下「構内営業」という。）を推進しており、構内営業の実施に当たっては、Aに対して駅構内の使用許可を行い、また、Aは基本構造工事を行った上で、専門店舗を経営する業者に業務委託を行っている。

構内営業の平成16年度使用料算定について見たところ、構内営業受託業者の売上月額に一定歩合を乗じた額を算出し、その額から工事費等のAが支出した必要経費を差し引いた額を毎月の使用料としているが、工事費として認定した額について、資産運用部はAから聴き取りを行っているのみで、その工事費が適切なものであるかを確認できる証拠書類は徴していない。

イ 講じた措置の概要

工事費の認定については、平成18年3月より、証拠書類の提出をもって行う旨を使用許可書に明記した。

(2) 都電の貸切りに係る取扱いを適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

荒川電車営業所は、東京都電車条例施行規程（昭和39年交通局規程第37号）に基づき都電の貸切運行を行っているが、この取扱いについて見たところ、貸切乗車券の発売及び払戻手

続を行っていないなどの規程に基づかない不適正な取扱いとなっている。

イ 講じた措置の概要

割引団体の取扱いや払戻手続について、規程に基づく適正な取扱いの実施を行う旨、平成17年8月20日に、所長が文書により指導を行い、正規の手続の徹底を図っている。

水 道 局

(1) 水道及び下水道料金の減額に係わる事務処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

社会福祉施設の水道料金下水道料金減額申請に係る事務処理について、次のとおり適切でないものが見受けられた。

(ア) 板橋北営業所では14件の申請書が保管されていない。また、減額適用可否に対する福祉保健局による回答が付されていないものが4件ある。

(イ) 北営業所では3件の申請書が保管されていない。

(ウ) 中野営業所では、減額適用可否に対する福祉保健局による回答が付されていないものが15件ある。

イ 講じた措置の概要

(ア) (イ) (ウ)

平成17年4月19日、営業所営業係職員を対象とした説明会を開催し、社会福祉施設に係る減額適用について適切な処理を行うよう指導した。

さらに、平成17年5月17日付けの各営業所長あて文書により、監査指摘を十分踏まえ適切な処理を行うよう通知し、職員へ周知した。

指摘案件については、平成17年9月14日付けの文書により、福祉保健局へ照会を行ったが、照会項目等の整理が必要となったため調整を行った。

平成18年2月に調整が完了し、全ての社会福祉施設の文書照会を行い、福祉保健局から確認済の回答を受けた。

(2) 林道の管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

水源管理事務所は、良好な森林の保護・育成、安定した河川流量の確保などのため、2万1千ha（区部面積の35%）を超える水道水源林を管理している。この管理の一環として、林道の開設及び管理を行っている。しかし、所は、民間事業者から譲与を受けた林道及び自ら設置した林道（2万9,033m）を所有しているが、固定資産に計上していない。

イ 講じた措置の概要

本件指摘の林道の固定資産計上について、固定資産評価額の算出を行った。

平成18年2月21日、資産評価額の算出を終え、固定資産の計上を行った。

(3) メータクロスの発生状況などの情報を的確に把握し、効果的な防止策を講じるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

集合住宅など、同一箇所に複数の給水管がある場合等において、メータ取付け時に、メータを取り違えて取り付けるメータクロスが発生すると、利用者の信頼を損なうばかりでなく、営業所では、料金差額の徴収及び還付に係る利用者との調整に多大な人員及び時間を要するなど、多くの問題が生じる。しかし、水道局では、営業所から、メータ引換工事等を所管する支所に、メータクロスの発生状況を伝達する仕組みがない。

イ 講じた措置の概要

平成17年9月12日付文書にて、局内関係部署及び関係団体に通知し、周知徹底を図った。

また、局HP指定事業者コーナーに「メータクロスに注意！」を掲載した。

平成17年9月29日、営業所検針係長幹事会を開催し、作成したメータクロス処理フローを配布の上、給水管工事係への連絡体制の確立と徹底を図った。

さらに、平成18年度契約の特記仕様書に、メータクロスに関する注意事項を追加した。

教 育 庁

(1) パソコン教室について＜保守料金の積算を適正に行うべきもの＞

ア 監査結果の内容（要約）

学務部では、パソコン教室の集団学習装置の保守料金について、これをリース料金とは別に積算すべきところ、リース料金に含めて積算している結果、1教室当たり約83万円が過大積算となっている。

イ 講じた措置の概要

契約目途額における保守料金の積算に当たっては、平成18年2月3日付事務連絡により、リース物件購入価格に算入することなく、保守料金を別途加算し、適切に積算するよう周知徹底した。また、現在進行中の準備契約の中で保守料金について適正に別途積算を行った。

なお、各校の契約原議の協議を受ける際に再度、適切に積算されているか確認した。

(2) 被服貸与に係る事務を効率的に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

福利厚生部は、被服貸与データ電算集計処理委託契約（単価契約、推定総金額44万8,980円、契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31）をFと締結し、各学校から年4回提出される手書きの貸与被服調書の入力、集計、帳票出力及び貸与品の品名とコード番号の突合等のエラーチェックなどを行わせている。

しかし、表計算ソフトウェアもしくはデータベースソフトウェアを用いて貸与被服調書を作成・集計することで、エラーの予防、集計及び帳票出力の自動化を行うことができる。

イ 講じた措置の概要

表計算ソフトを利用した調書の集計及び帳票出力を試行するため、従来の調書と新調書を提出させた（平成17年11月14日付17教福厚第236号）。新調書を契約に必要な帳票類に加工し、業者集計結果と比較し、この試行の結果実施の目途がついたため、今後は、新調書での集計作業を本格実施する。

(3) 行政財産の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

生涯学習スポーツ部は、所管の調布庁舎（味の素スタジアム内）の一部（654.92㎡）を財団法人東京都生涯学習文化財団に財団事務局として、目的外使用許可（平成16年度使用料；年額992万9,892円）している。

しかし、1階のスポーツ情報資料室等（218.94㎡）については、目的外使用許可をしていないにもかかわらず、財団が事務室等として使用している状況が認められた。

イ 講じた措置の概要

平成17年9月末に、スポーツ振興課として、指摘箇所も含めた調布庁舎の備品を直接点検し、スポーツ振興課の備品と財団の備品との分別を行った。

平成18年3月末までに、財団は、局が目的外使用許可をしていない場所から備品を撤去した。

〔平成16年度決算審査（出納長所属各会計）〕

財 務 局

（1）公有財産について＜土 地＞

ア 監査結果の内容

土地2,474.57m²（都有地（旧甲州街道・廃道敷））が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年12月6日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

主 税 局

（1）公有財産について＜土 地＞

ア 監査結果の内容

土地207.12m²（小平都税支所敷地の一部）が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年8月12日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

生 活 文 化 局

（1）公有財産について＜建 物＞

ア 監査結果の内容

建物230m²（江戸東京博物館）が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年12月8日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

福 祉 保 健 局

（1）公有財産について＜建 物＞

ア 監査結果の内容

建物55.95m²（板橋福祉工場）が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年12月6日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

中央卸売市場

(1) 公有財産について<建物>

ア 監査結果の内容

建物31.68m² (小動物棟便所)が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年11月30日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

建設局

(1) 公有財産について<土地>

ア 監査結果の内容

土地7,400.70m² (道路事業用地) が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成17年12月7日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 公有財産について<建物>

ア 監査結果の内容

建物1,088.06m² (多摩動物公園の動物舎ほか3棟分1,008.58m²及び恩賜上野動物園の倉庫79.48m²) が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年12月7日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

港 湾 局

(1) 公有財産について<土 地>

ア 監査結果の内容

- ① 土地350,730²（八丈島空港拡張整備事業用地73,720²及び大島空港拡張整備事業用地277,010²）が過大に登載されている。
- ② 土地9万7,724,030²（辰巳の森海浜公園用地8万2,778,030²及び水の広場公園用地1万4,946,000²）が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年12月5日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 公有財産について<建 物>

ア 監査結果の内容

- ① 建物160²（大井ふ頭中央海浜公園管理棟）が過大に登載されている。
- ② 建物979,270²（有明サービスセンター売店173,820²及び波浮港格納庫19,250²、岡田港ほか2港の日除施設786,200²）が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年12月5日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

〔平成16年度決算審査（公営企業各会計）〕

港 湾 局

(1) 固定資産の減価償却を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京都臨海地域開発事業財務規則第93条第1項によれば、固定資産の減価償却は、当該資産を事業の用に供した日の属する月から月割計算で行うものとしている。

しかし、平成16年度決算の減価償却について見たところ、改良工事等により取得し事業の用に供した固定資産の増加分については、月割計算で減価償却を行っていない。

イ 講じた措置の概要

改良工事等により取得し事業の用に供した固定資産の増加分については、月割計算で減価償却を行うこととし、平成17年度決算処理において過年度分を合わせた減価償却を行った。

交 通 局

(1) 貸借対照表の計数に誤りがあるもの

ア 監査結果の内容（要約）

(ア) (イ) (ウ)

局は、各会計にまたがる共通の固定資産を各会計にあん分して「関連固定資産分担」とし、貸借対照表に計上している。

しかし、決算手続において、あん分額を誤ったことから、①平成16年度東京都交通事業会計決算書、②平成16年度東京都高速電車事業会計決算書、③平成16年度東京都電気事業会計決算書において、貸借対照表の計数に誤りがあることが認められた。

イ 講じた措置の概要

(ア) (イ) (ウ)

- ① 交通事業会計における有形固定資産の関連固定資産分担額の差額△494万5,007円及び関連固定資産分担額の減価償却累計額の差額△3億8,680万1,751円について、平成18年2月10日に高速電車事業会計及び電気事業会計の分担額から振替処理（過年度修正）を行った。
- ② 高速電車事業会計における有形固定資産の関連固定資産分担額の差額492万3,898円及び関連固定資産分担額の減価償却累計額の差額3億8,397万3,219円について、平成18年2月10日に交通事業会計の分担額へ振替処理（過年度修正）を行った。
- ③ 電気事業会計における有形固定資産の関連固定資産分担額の差額2万1,109円及び関連固定資産分担額の減価償却累計額の差額282万8,532円について、平成18年2月10日に交通事業会計の分担額へ振替処理（過年度修正）を行った。

(2) その他構築物費（資本的支出）で支出すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

(ア) 局は、馬込車両検修場において、列車検査B室とA倉庫間通路に屋根を設置する工事（契約金額：195万8,250円）をその他構築物修繕費（収益的支出）で支出している。

しかし、この工事の施工内容を見たところ、設置した屋根は、独立した基礎の上に鉄骨柱で支えた強固なものであることから、その他構築物費（資本的支出）で支出すべきである。

(イ) 局は、白丸調整池ダム巡視路補修工事を施工し構築物修繕費（収益的支出、契約金額：885万1,500円）で支出しているが、巡視路の補修に伴い柵の新設を行っていることから、柵の新設（施工工事費：616万4,018円）については、その他構築物費（資本的支出）として支出すべきである。

イ 講じた措置の概要

(ア) 建設改良費として執行すべきであった本件工事金額186万5,000円（税抜）について、平成17年10月20日に過年度修正を行い、17年度の雑収入として計上し、該当資産の固定資産登録を実施した。

(イ) 建設改良費として執行すべきであった本件工事金額616万4,018円（税抜）について、平成17年10月24日に過年度修正を行い、17年度の雑収入として計上し、該当資産の固定資産登録を実施した。

〔平成16年財政援助団体等監査〕

生活文化局

（学校法人110団体）

(1) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

(ア) 学校法人子どもの森では、平成14年度に旧園舎の解体費用を教育研究経費支出の修繕費として処理している。

(イ) 学校法人成立学園では、平成15年度に旧部室の解体費用を教育研究経費支出の修繕費で処理しているが、建物解体経費は、新たに支出科目、例えば「建物解体撤去費支出等」を設定し支出すべきである。

イ 講じた措置の概要

(ア) 本件の会計処理については、平成17年10月2日に開催された理事会において、経理規程の改正が行われ、新たな支出科目として「建物解体撤去費支出」を設置し、今後、会計処理を適正に行うこととした。

(イ) 本件の会計処理については、平成18年3月18日に開催された理事会において、経理規程の改正が行われ、新たな支出科目として「建物解体撤去費支出」を設置し、今後、会計処理を適正に行うこととした。

(財団法人東京都歴史文化財団)

(2) 委託契約の契約変更及び台帳の補正を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、財団に東京都江戸東京博物館等の管理運営業務を委託しており、平成15年度において、委託契約の履行の一部として、財団に東京都江戸東京博物館の1階にレストラン230m²を新設させているが、これは、都の財産の取得にあたり委託の範囲を逸脱している。また、局は、当該工事に伴う公有財産台帳の補正を行っていない。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、工事実施に当たっては、都に事前承認の手続を行う旨を財団に対し、改めて周知徹底した。財産台帳整備については、既に登録作業を終えた。

また、平成17年12月8日、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(3) 財産登録を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

財団は委託契約に基づき、平成15年度、江戸東京たてもの園等に「防犯カメラ等」を設置しているが、局の財産登録の処理状況を見たところ、監査日現在(平成16.12.22)まで何も処理していない。

イ 講じた措置の概要

財産台帳整備については、既に登録作業を終えた。

また、平成17年12月8日、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

都 市 整 備 局

(財団法人東京都新都市建設公社)

(1) 庁舎分室の有効活用の方策を検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社が本社敷地に隣接して保有する分室(敷地:368.35m²、木造2階建、建物延面積:173.83m²、建物:昭和47年建設)の使用状況は、極めて低調であり、資産として有効に活用されていない。

イ 講じた措置の概要

分室については、老朽化が激しいことから、解体工事を行い、平成18年2月10日に完了した。当該宅地については、利用または売却の検討を行い、有効活用を図る。

福 祉 保 健 局

(社会福祉法人はばたき)

(1) 経理規程を遵守し委託契約を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容 (要約)

福祉保健局は、東京都八王子自立ホームの管理を社会福祉法人はばたきに委託している。

法人は、この委託料を受けて給食業務の委託契約を締結しているが、これについて見たところ、法人は競争入札を行わずに契約を締結していることが認められた。

イ 講じた措置の概要

法人に対し、規程整備と経理規程に基づく適正な契約の実施について指導した。その結果、八王子自立ホームにおいては、競争により委託業者を決定するコンペ方式を導入することとし、「給食業務の委託事業者募集要領」及び「給食業務の委託事業者選考委員会設置要領」を整備した。これに基づき、平成18年1月末に募集を行い、応募者に対し説明会を実施、同年2月27日の業者選考委員会で18年度の委託事業者を決定した。

今後も経理規程を遵守し適正な委託契約を実施するよう指導した。

〔平成16年行政監査 (特命随意契約について)〕

交 通 局

(1) 駅舎照明設備点検清掃委託に係る契約方法を見直すべきもの

ア 監査結果の内容 (要約)

交通局は、「駅舎照明設備点検清掃委託」契約をJと特命随意契約(単価契約)により締結している(推定総金額:1億3,145万5,811円)が、一般照明で高い足場を要し、乗降客の安全な通行を確保できない箇所や軌道壁等については、夜間作業で行っていることなどから、J以外の業者でも安全かつ確実な作業を行うことが可能であると判断され、本件契約の全ての作業を特命随意契約とする理由は存しない。

イ 講じた措置の概要

作業内容や作業箇所等の精査を行った結果、平成18年度の委託契約から、改札内側の特に安全確保を必要とする箇所以外のホール、コンコース、駅出入口等は競争入札により行った。

〔平成16年行政監査（都立図書館サービスについて）〕

教 育 庁

(1) 都の行政刊行物の図書情報について、各局の協力を得て効率的な収集に努めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都立図書館では、調査研究図書館として、都の行政刊行物を幅広く収集している。こうした行政刊行物に関わる図書情報は市販の図書に比べて少なく、的確なレファレンスを行うために多様な図書情報を収集することが望まれる。都立図書館は、行政刊行物の図書情報を効率的に収集する仕組みづくりに努められたい。

イ 講じた措置の概要

都の行政刊行物の図書情報については、総務局が主要刊行物のデータを『各局印刷物』としてホームページ上に掲載している。

今後も、このデータ及び都民情報ルームからのデータを参考に、各局に刊行物の送付を依頼する等連携を図りながら、円滑かつ効率的な収集に努める仕組みとした。

(2) 日比谷図書館の利用実態等を踏まえ、今後のあり方について検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

日比谷図書館は、都立図書館の役割である広域的自治体の図書館としての機能が十分に果たされておらず、施設も有効に利用されていない。教育庁は、日比谷図書館のこうした利用実態や立地特性等を踏まえ、今後のあり方について抜本的に検討されたい。

イ 講じた措置の概要

日比谷図書館の今後のあり方については、平成17年8月の第二次都立図書館あり方検討委員会報告に示された方向性に基づき、平成17年10月の東京都教育委員会定例会において、日比谷図書館を移管する方針が決定された。その後、千代田区と都教育委員会において「東京都立日比谷図書館移管協議会」を設置し、移管に向けて協議を進めているところである。

[平成16年各会計定例監査]

福 祉 保 健 局

(1) 医科診療報酬請求における特定保険医療材料の請求を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

医科診療報酬点数表（平成14年厚生労働省告示第71号）第10部通則2によれば、手術の費用は、手術に当たって厚生労働大臣が定める保険医療材料を使用した場合は、当該手術の所定点数に特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定することとしているが、老人医療センターにおける心臓ペースメーカー移植術に係る診療報酬の請求状況について見たところ、合計36万5,920円の請求漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

心臓ペースメーカー移植術に係る診療報酬（特定保険医療材料）の請求漏れの指摘を受けていた件について、平成18年2月10日までに再請求を行った。

産 業 労 働 局

(1) 契約違約金等の収入未済金について適切な処理を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

森林事務所は、「南郷林道開設工事」契約（契約金額：2,884万円、契約年月日：平成6年9月30日）をBと締結したが、契約解除を行ったことから、平成7年3月25日に契約違約金223万2,200円等が発生した。

しかし、当該契約違約金等の処理状況を見たところ、①初期段階における配達証明等の未到達時に現地調査及び公示送達などを全く行っていないこと、②平成12年3月31日に契約違約金の督促等を配達証明で代表取締役個人住所宛に送付し、到達したにもかかわらず、到達後の現地調査及び債務者との直接の折衝等を全く行っていない。

イ 講じた措置の概要

「南郷林道開設工事」契約違約金等の収入未済金については、連絡を取りたい旨の文書を配達証明郵便で送付し、平成17年10月14日において債務者の自宅を訪問した。

今後とも、債務者との折衝のため、夜間や休日を含め、自宅訪問を続け、収入未済金の回収を図っていく。この旨、平成18年3月1日付けで文書を監査事務局に提出した。

(2) 賃借駐車場の利用について抜本的な見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

林業試験場は、駐車場用地として利用するため、Fと土地賃貸借契約（契約年月日：平成15.4.1、契約金額：260万9,469円、履行期限：平成16.3.31）を締結している。

ところで、場にはこの賃借駐車場のほか、場所有の駐車場（面積約650㎡、駐車台数40台）もあり、通常日は、場所有の駐車場の使用で充足しているが、イベント開催時に大型バスが入場できないため、この場合に限り賃借駐車場を利用している。しかし、平成15年度のイベントの開催状況は、9日間にすぎず、このうち賃借駐車場を利用しているのは、7日間のみである。

イ 講じた措置の概要

駐車場用地については、平成18年4月1日から日の出町で借り受けることとなり、平成18年3月31日をもって地主へ返還することとした。

港 湾 局

(1) 街路灯、橋梁灯に係る電気料金について会計負担を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京港管理事務所では、港湾道路77.2キロメートルのうち、42.17キロメートルを一般会計の管理道路とし、残りの35.03キロメートルを臨海地域開発事業会計の管理道路として区分している。それぞれの維持管理等に必要な経費については、一般会計及び臨海会計の2会計で負担することとしているが、平成15年度の港湾道路に設置している街路灯、橋梁灯に係る電気料金の会計別の負担状況について見たところ、負担区分の誤りがあった。

イ 講じた措置の概要

平成15年度及び16年度分については会計間の清算処理を行った（17東港道第673号）。また、平成17年度から適正な処理を行っている。

交 通 局

(1) 料金箱収入を適切に調定すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

料金機計数データ（紙幣）と現金有り高を照合したところ、全体の19.3%の日についてデータが現金と相違することが認められた。部及び料金機の製作者であるAは、運行中のバス内においては料金機が紙幣を正確に計数できないことがあるために相違が発生するとしているが、その解消に必要な措置を講じていない。

イ 講じた措置の概要

紙幣データと現金有り高との相違について、業者とともに原因解消に向け調査を行ってきたが、バス料金機の性能上の限界等があると判断したため、新たな精算方式を導入することを決定し、導入のための予算措置を行った。

なお、平成18年度中の導入に向け機器購入等を行う。

水 道 局

(1) 職員住宅の退去時における費用の負担区分の明確化について検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

職員部は、職員及び主としてその収入により生計を維持する親族を居住させるため、職員住宅を設置しており、平成16年1月末現在、一般住宅13箇所259戸、独身寮11箇所270戸及び災害対策住宅1箇所12戸の修繕業務を委託により実施している。

その職員住宅の修繕の執行状況（一般修繕81件474万4,913円、空き家修繕56件1,685万2,836円）について見たところ、入居者に対し、入居者が設置したエアコン等を撤去するなどの原状回復のみを求めているだけで、その他の修繕については入居期間中の過失などによる入居者の責任で修繕すべきものか、部の責任で対処すべきものかを明確にしないまま、次の入居者の入居前に、空き家修繕として全額、部の負担で実施している。

イ 講じた措置の概要

退去時における費用負担区分について、区分を明確化し、入居者に応分の負担を求めるという内容で、平成17年7月に「入居のしおり」の見直しを実施した。

平成17年12月1日から、見直し後の「入居のしおり」を適用し、退去に伴う費用の負担区分を明確にするとともに、入居者に一定の費用を負担させている。

〔平成15年度各会計定例監査〕

産 業 労 働 局

(1) 収納金の即日払込みを適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第29条によると、金銭出納員は、その取り扱った収納金を納付書によって、即日（即日払い込むことができない場合には、金融機関の翌営業日）指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。しかし、産業技術研究所の本部（西が丘庁舎）では、依頼試験等の使用料、手数料等の収納を行っているが、その収納金の払込みについては、指定金融機関等が研究所の近くにあるにもかかわらず、すべて翌営業日に行われている。

イ 講じた措置の概要

平成18年4月から、地方独立行政法人化に伴い、金融機関等への振込による収納を原則とし、また、所に、ATMを設置して現金を保管しないこととした。

平成18年度
登録第2号

平成18年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第1回）

平成18年5月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電 話 03（5321）1111（代）
都庁内線55－531
03（5320）7017（直通）
URL <http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>
印 刷 東京都大田福祉工場
電 話 03（3762）7611（代）

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。